鞍手町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)



令和 6 年 3 月 鞍 手 町

目次

舅	有1章	はじめに・	• •	• • •	•	• •		•		• •			•		• •	•	•	•	1
	1. 址	地球温暖化の	影響・						-			 						• 1	
	(1)	地球温暖化	による	平均	気温	の上	.昇					 						• 1	
	(2)	気温上昇に	よる将	来の	リス	ク・						 						• 2	
	(3)	鞍手町にお	ける気	候変	動の	影響	•					 	•					• 3	
	2. 址	边球温暖化 対	策を巡	る動	向•							 	•					• 4	
	(1)	国際的な地	球温暖	化対	策の	取組						 						• 4	
	(2)	国内の地球	温暖化	対策	の取	組・						 	•					• 6	
	3. 鞘	要手町の区域	の特徴									 						• 11	
	(1)	自然的条件										 						• 11	
	(2)	社会的条件					•					 	•					• 13	}
	4. 計	十画の目的・										 						• 21	
	5. 青	画の期間・										 						- 21	
	6. 青	画の対象範	囲・・									 						- 21	
	7. 言	画の位置付	け・・						-			 						- 22	2
舅	第2章	温室効果だ	ブス排と	出量の	り推調	† •	要团	因分	析								• •		23
	1. 求	対象とする温	室効果 室効果	ガス	• 部	門•						 						• 23	}
	(1)	計画の対象	とする	温室	効果	ガス						 						- 23	}
	\ — /	計画の対象	とする	部門			•		•		•	 	•					- 20	
		計画の対象 温室効果ガス																	ļ
	2. 温		の現況	推計	、要	因分	·析		•			 	•					- 24	
	2. 温	温室効果ガス	の現況 スの現	推計	、要 計•	因分 • •	·析	 				 		 				• 24 • 24	ļ
	2. 温	温室効果ガス 温室効果ガ	の現況 スの現	推計	、要 計•	因分 • •	·析	 				 		 				• 24 • 24	ļ
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2. 温 (1) (2)	盟室効果ガス 温室効果ガ 部門別の ○○	の現況 スの現)2 排出	推計 況推 量の:	、要 計・ 分析	因分 • •	·析 • •	 			:	 						- 24 - 24 - 25	ļ 5
第	2. 温 (1) (2) 第3章	温室効果ガス 温室効果ガ 部門別の CC 計画全体の	の現況 スの現)2 排出)目標	推計が現在	、要 計 · 分析	因分 · · · ·	·析 • •					 						- 24 - 24 - 25	32
第	2. 温 (1) (2) 第3章 1. 温	温室効果ガス 温室効果ガ 部門別の CC 計画全体の 温室効果ガス	の現況 スの現)2 排出)目標 の将来	推計 況推 量の 推計	、要 計・ 分析 (Bal	因分 • • • · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·析 • • 計)	 			•	 •	• •	•			 	- 24 - 24 - 25	32
第	2. 造 (1) (2) 第3章 1. 造 2. C	温室効果ガス 温室効果ガ 部門別の 00 計画全体の 温室効果ガス 02 排出総量能	の現況スの現別の現別の現別の現別の現別の現別の目標の別域の別	推計 況推 量の 推計 見込 <i>る</i>	、要 計・ 分析 (Bal	因分 · · · · · ·	析		•		•	 		•		• • • • •	 	· 24 · 24 · 25 · 32 · 34	32
等	2. 造 (1) (2) 第3章 1. 造 2. C (1)	温室効果ガス 温室効果ガ 部門別の CC 計画全体の 温室効果ガス 02 排出総量能 総量削減の	の現況 現のの現別 のの現別 のの まままま のりまま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	推計が開いています。	、要 計・ 分析 (Bal	因分	析		•			•		•			 	· 24 · 24 · 25 · 32 · 34 · 34	32
第	2. 温 (1) (2) 第3章 1. 温 2. G (1) (2)	温室効果ガス 温室効果ガ 部門別の CC 計画全体の 温室効果ガス 02 排出総量能 総量削減の 各部門の CC	の現の現の現の現のの現の現の現のの理ができます。 日本 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	推計、温の・推・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、要 計・ 分析 ・ Bal ・ ・ 見	因・・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	析		•		•	 		•			 	· 24 · 24 · 25 · 32 · 34 · 35	32
第	2. 温 (1) (2) 第3章 1. 温 2. G (1) (2) (3)	温室効果ガス 温室対果ガの CC 計画全体の 温室対出総量能 総量削減の 各部門の CC 再生可能エ	のス 排 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	推況量・推見・削一・計込・減導	、計分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	因.・・・・ 上・・ 込っかん ・・・・・・・・ 推・・・ みン	析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			•			 	- 24 - 24 - 25 - 32 - 34 - 35 - 36	32
第	2. 溢 (1) (2) 第3章 1. 溢 2. G (1) (2) (3) 3. 本	温室効果ガス 温室効果ガ 部門別の CC 計画全体の 温室効果ガス 02 排出総量能 総量削減の 各部門の CC	のス)2 目標の制 考)2 ネる のり おいまり はいまい はいまい おいい おいい おいい おいい おいい おいい おいい おいい おいい	推況量・推見・削一設・計・減導定	、計分・(み・量入・要・析・Bak・・見ポ・	因.・・・	析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			•			 	- 24 - 24 - 25 - 32 - 34 - 35 - 36 - 38	32 32 4 4 5 8

第4章 CO2 総排出削減等に関する取組・・・・・・・・・・・・・4	1
1. 取組方針の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・41	
2. 対策・施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42	
3. 対策・施策の取組指標・・・・・・・・・・・・・・・・・51	
	_
第5章 事業達成に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52	
2. 目標達成に向けたマネジメントの進め方・・・・・・・・・・・53	
資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
1. 計画策定までの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・54	
2. 脱炭素化推進協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・55	
3. 脱炭素化推進協議会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・57	
4. 脱炭素化推進庁内検討委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・58	
5. 脱炭素化推進庁内検討委員会・・・・・・・・・・・・・・・59	

第1章 はじめに

1. 地球温暖化の影響

近年、地球温暖化に起因する気候変動は、世界中の 人々や生態系に影響を与える深刻な問題となっていま す。例えば、平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の 上昇なども地球温暖化が要因の一つであるといわれて います。

地球温暖化とは、二酸化炭素(以下「CO2」といいます。)等の温室効果ガスが人の活動の拡大によって増加することで、地球全体の平均気温が上昇する現象のことです。特に CO2 は地球温暖化に最も影響を及ぼす温室効果ガスとされています。

【図▶地球温暖化のメカニズム】

出典:環境省 HP より引用

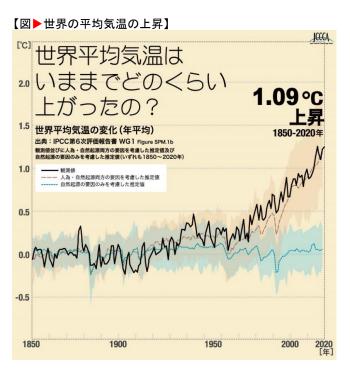
地球

(1)地球温暖化による平均気温の上昇

気候変動に関する政府間パネル**(以下「IPCC」といいます。)の第6次評価報告書第1作業部会報告書(2021)によると、20世紀半ば以降に観測されている温暖化は、人の活動による温室効果ガスの排出が要因であることは疑う余地がないとされています。

また、世界の平均気温は、19世紀後半に比べて 2019 年までに 1 ℃上昇していると報告されています。

※人為起源による気候変化などに関し、様々な見地から包括的な評価を行うことを目的として 1988 年に国連環境計画と世界気象機関により設立された組織で、世界中の科学者の協力の下、出版された文献に基づいて定期的に報告書を作成、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供しています。IPCC は (Intergovernmental Panel on Climate Change) の略。



出典:全国地球温暖化防止活動推 進センター (JCCCA) HP

(2) 気温上昇による将来のリスク

IPCC の第5次評価報告書第2作業部会報告書(2014)では、平均気温の上昇により生じる8つの主要なリスク(図「平均気温上昇による8つの主要なリスク」)が言及されています。

また、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018~日本の気候変動とその影響~(環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 気象庁)」において、気候変動に起因する日本への影響が分析されています(表「日本の気候変動に起因する影響」)。

これらのことから、このまま地球温暖化が進展すると、私たちの生活に大きな影響が及ぶことが考えられます。

【図▶平均気温上昇による8つの主要なリスク】



出典: JCCCA HP

【表▶日本の気候変動に起因する影響】

カテゴリー	影響の事例	内容
農業、水産業	コメの収量・品質への影響	品質低下のほか、極端な高温年での収量の減少も生じています。 今後、地球温暖化が進行した場合は品質の高いコメの収量が減少する地域が増加することが見込まれます。
	果実の品質・栽培適地への影響	夏季の高温・少雨などの影響でブドウ、リンゴ、柿、温州みかんなどの果実は 着色不良が生じています。 今後、地球温暖化が進行した場合は温州みかんやブドウ等の栽培適地が変化す ることが予測されています。
自然生態系	藻場の衰退、消失	海水温の上昇により、藻場・干潟の分布域に影響が生じています。2013年には、高水温が要因とされている九州北部から山口県に至る約200kmの海岸線沿いでアラメ・カジメなどの海藻類の藻場の大規模かつ急激な衰退事例が発生しています。 今後、地球温暖化による海水温の上昇が続いた場合は、本州から九州沿岸のカジメの生息不適域が拡大する可能性が示唆されています。
自然災害・沿岸域	流域の複合的な水害、 土砂災害	近年、豪雨の増加傾向がみられ、これに伴う土砂災害の激甚化や形態の変化が 懸念されています。2017年には、九州北部豪雨災害において、広範囲にわたる 斜面崩壊や土石流に加え、河川への土砂の流出に伴う甚大な洪水氾濫が発生し ました。 今後、気候変動による豪雨の頻度・強度が増加することにより同様の災害が各 地で生じることが懸念されます。
50	台風による高潮	台風による高潮は、台風の強さや経路によって大きく変わります。2004年の台風第16号では一部の地域で河川沿いに海水が逆流し、大規模な浸水被害が発生しました。 今後、地球温暖化が進行した場合に東日本で高潮偏差が増加する可能性が示唆されています。
健康	熱中症が増加	熱中症は、暑熱による直接的な影響の一つで、気候変動との相関は強いと考えられています。実際に、熱中症を要因とする死亡者数は増加傾向にあります。今後、地球温暖化が進行した場合は、21世紀半ばの熱中症搬送者数は1981から2000年の実績と比較して2倍以上増加すると予測されています。

気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018~日本の気候変動とその影響~を基に鞍手町が作成

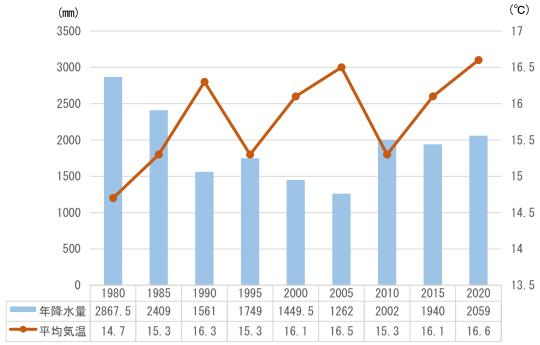


(3) 鞍手町における気候変動の影響

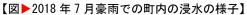
1980年から2020年の平均気温の推移をみると、上昇傾向にあることがわかります。

また、年降水量は増加傾向ではありませんが、近年では2018年7月に発生した豪雨で 浸水被害も生じており、今後気温上昇が続けば、こうした極端な豪雨の発生率も上昇し ていくことが懸念されます。





気象庁HPより鞍手町が作成





2. 地球温暖化対策を巡る動向

(1) 国際的な地球温暖化対策の取組

①国際的な枠組みや研究

世界各国における地球温暖化対策では、2015 年に採択されたパリ協定 *1 や 2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」 *2 といった国際的な枠組みや研究成果に基づき、2050 年までのカーボンニュートラルの実現が目標として掲げられています。

近年では、2022年11月に、エジプト・シャルム・エル・シェイクにおいて COP27 が開催され、平均気温の上昇を 1.5℃以内に抑える努力を追求するための取組強化を踏まえ、「緩和作業計画」の策定などが決定されています。

※1 パリ協定

パリ協定とは、2020年以降の気候変動問題に関する新たな国際的な枠組みで、1997年の「京都議定書」を引き継ぐものとして 2016年に発効されました。

パリ協定では、世界共通の目標として次のことが掲げられています。

- ・世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃ に抑える努力を追求する。
- ・21世紀後半には、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする。

※2 IPCC「1.5°C特別報告書」

IPCC の 1.5 で特別報告書では、平均気温上昇が 1.5 でを超えて 2 でになることにより 予測される気候変動、影響やリスク等に関する見解が示されており、平均気温上昇を 1.5 で以内に抑えるための方向性を次のとおり示しています。

また、この報告書を受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標(図「各国の温室効果ガス削減目標」(P.5))として掲げる動きが広がりました。

世界全体の平均気温の上昇が2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるには、2030年までにC02排出量を45%(2010年比)削減し、2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。



【図▶各国の温室効果ガス削減目標】

各国の削減目標								
国名	削減目標	今世紀中頃に向けた目標 ネットゼロ(*) を目指す年など (8) 第章が第2人の単数を含ましても内にすること						
★.:	GDP当たりのCO2排出を 2030 年までに 65 % 以上削減 **CO2排出量のビークを 2030年より前にすることを目指す	2060 年までに CO2排出を 実質ゼロにする						
**** * *** EU	温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 55 % 以上削減 (1990年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする						
インド	GDP当たりのCO2排出を 45 % 削減 (2005年比)	2070 年までに 排出量を 実質ゼロにする						
日本	2030 年度	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする						
ロシア	2030年までに 30% 削減(1990年比)	2060 年までに 実質ゼロにする						
アメリカ	温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 50 - 52 % 削減 (2005年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする 5 表現のまま現蔵レています (2022年10月報年)						

出典: JCCCA HP

②持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals, SDGs)

2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、国際社会共通の目標です。

2015年から2030年までの 長期的な開発の指針で、「17 の目標」と「169のターゲット(具体目標)」で構成されて おり、貧困や飢餓、経済成長 から気候変動などの課題を 包括したものとなっており、 「誰一人取り残さない」持続 可能で多様性と包摂性のあ る社会の実現を目指してい ます。

目標7や目標13などで地球温暖化対策に係る目標が設定されています。

【図▶SDGs17の目標】

| THE 2 NUMBER | 1 NUMBER | 1 NUMBER | 2 NUMBER | 3 NUMBER | 4 NUMBER | 5 NUMBER | 5 NUMBER | 6 NUMBER | 6 NUMBER | 10 NUMBER | 10

(2) 国内の地球温暖化対策の取組

①国の取組

日本の近年の主な地球温暖化対策の取組は、次のとおりです。

ア. 第5次環境基本計画の閣議決定(2018年4月)

SDGs、パリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画です。分野横断的な6つの「重点戦略」の設定、新たなイノベーションの創出、経済・社会的課題の「同時解決」の実現に加えて、「地域循環共生圏」による各地域の自立・分散型の社会の形成を推進していくこととしています。

イ. 第5次エネルギー基本計画の閣議決定(2018年7月)

再生可能エネルギー(以下「再エネ」といいます。)、原子力、化石燃料、省エネなどにおける2030年までのエネルギーミックスの確実な実現、2050年までのエネルギー転換における脱炭素化への挑戦が明示された計画です。

ウ. 気候変動適応計画の閣議決定(2018年11月)

気候変動適応の推進に関する計画。農林水産業、自然災害、水環境・水資源、健康、 産業・経済活動などの分野における施策や国、地方公共団体、事業者、国民の役割を 明確化しています。また、2021年には計画が変更され、分野別の適応施策の拡充や 適応策の基本的考え方が追加されています。

エ、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の閣議決定(2019年6月)

パリ協定に基づき策定された、温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な 戦略。最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、2050年までに温室効果ガス排出量 を80%削減(2013年度比)に大胆に取り組み、今世紀後半においてできるだけ早い 脱炭素社会の実現を目指すことが示されています。

オ. 日本のNDC (国が決定する貢献) の地球温暖化対策推進本部決定 (2020年3月)

2015 年にパリ協定に先立ち提出した INDC*で示した地球温暖化対策の水準から、 更なる努力の追求に向けた検討を開始することを表明したもので、次の3点につい て決定されています。

- ・温室効果ガス排出量を2030年までに26%(2013年度比)削減する目標を確実に達成するとともに、目標水準にとどまることなく、中期・長期の両面で更なる削減努力を追求する
- ・新たな削減目標は、エネルギーミックスと整合的に温室効果ガス全体に対する対策・ 施策を積み上げ更なる野心的な削減努力を反映した意欲的な数値を目指す
- ・2050年にできるだけ近い時期に脱炭素社会を実現できるように努力していく

カ.「脱炭素社会の実現」宣言(2020 年 10 月)

菅義偉前首相により 2050 年までに温室効果ガス排出量をゼロにする、「2050 年カーボンニュートラルの実現」が宣言されました。

※各国で定めた2020年以降の気候変動対策に関する目標のこと。基本的に、温室効果ガスの目標を指すものです。 INDCとは (Intended Nationally Determined Contributions) の略で、日本語では「各国が自主的に決定する 約束草案」などと訳されます。



キ. 地域脱炭素ロードマップの決定 (2021年6月)

5年間に政策を総動員し、人材・技術などを積極的に支援することが示されています。また、取組として、「2030年度までに少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」を創出し、地域特性に応じた先行的な取組実施の道筋をつけること」、「脱炭素の基盤となる重点対策を全国津々浦々で実施すること」が示されています。

ク. 地球温暖化対策計画の閣議決定(2021年10月)

地球温暖化対策推進法に基づく総合計画です。2016 年 5 月 13 日に閣議決定した同計画を改定し、2021 年 4 月に表明した「2030 年度の温室効果ガス 46%削減 (2013 年度比)及び 50%削減の高みに向けて挑戦を続ける」ことを踏まえた中長期の戦略的取組や基本的な考え方などが示されました。

【表▶地域脱炭素ロードマップにおける重点対策一覧表】

施策	概要	目標
屋根置きなど自家消費型の太陽光発電	建物の屋根等に設置し屋内・電動車で自 家消費する太陽光発電を導入する。	 ・政府及び自治体の建築物及び土地で、2030年までに50%、2040年までに100%導入 ・2050年までにすべての家庭が自給自足する脱炭素なエネルギーのプロシューマーとなっていること
地域共生・地域裨益型再エネの立地	地域の環境・生活と共生し、地域の社会 経済に裨益する再エネの開発立地をでき るだけ費用効率的に行う。	地域が主役になり、地域と共生し地域に裨益する再エネ事業が全国各地で 展開され、地域脱炭素の主役として貢献していることが一般化されること
公共施設など業務ビル 等における徹底した省 エネと再エネ電気調達 と更新や改修時のZEB化 誘導	公共施設などの省エネの徹底や電化を進めつつ、再エネ設備や再エネ電気を費用 効率的に調達する。また、施設の更新・ 改修時は長期利用を想定した省エネ性 能、レジリエンス向上を図るとともに再 エネ設備等を導入し、ZEB化を図る。	・2030年までに新築建築物の平均でZEB化が実現していること ・公共部門の再エネ電気調達が実質的に標準化されていること
住宅・建築物の省エネ性能等の向上	家庭の最大の排出源の一つである冷暖房 の省エネ (CO2削減) と、健康で快適な住 まいの確保のために、住宅の断熱性等の 省エネ性能や気密性の向上を図る。	・住宅の省エネ性能等を向上させ、良質な住環境を創出することがヒートショックによる健康リスクの低減等に資するものであることいったことが、国、地方、生産者、建築主等のあらゆる主体の共通認識となり、当然のこととして取り組まれていること・2030年までに新築住宅の平均でZEHが実現していること
ゼロカーボン・ドライ ブ (再エネ電気× EV/PHEV/FCV)	再エネ電力とEV/PHEV/FCVを活用する「ゼロカーボン・ドライブ」を普及させ、自動車による移動を脱炭素化する。また、災害時には非常用電源として活用し、地域のエネルギーレジリエンスを向上させる。	・車による移動において、EV等が最初の選択肢となること ・2035年までに新車販売に占める電動車の割合を100%とすること ・EV等を安心して利用できるようインフラ整備されていること ・EV等の蓄電機能が再エネポテンシャルを最大化するための社会インフラ として活用されていること
資源循環の高度化を通 じた循環経済への移行	プラスチック資源の分別収集、食品ロス 削減、食品リサイクル、家庭ごみ有料化 の検討・実施、有機廃棄物等の地域資源 としての活用、廃棄物処理の広域化・集 約的な処理等を地域で実践する。	・市民・事業者と連携した環境配慮設計製品の利用や使い捨てプラスチックのリデュース、市町村、製造・販売事業者、排出事業者によるプラスチック資源の改修・リサイクルが一体的に進んでいること・食品ロス量が2030年までに半減(2000年度比)するとともに、食品廃棄物の食品循環資源としてのリサイクルが進み、食品廃棄ゼロとなるエリアが創出されること
コンパクト・プラス・ ネットワーク等による 脱炭素型まちづくり	都市のコンパクト化等により、車中心から人中心の空間へ転換するとともに、これと連携した公共交通の脱炭素化と更なる利用促進を図る。併せて、都市内のエリア単位の脱炭素化に向けて包括的に取り組む。	・全国各地で都市のコンパクト化等が進み、車中心から人中心の空間に転換されるとともに脱炭素化に向けた包括的な取り組みが進展していること・まちづくり・地域交通等に関する計画や関係主体間の連携が図られていること 等
食料・農林水産業の生 産カ向上と持続性の両 立	調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体において、環境負荷軽減 や地域資源の最大活用、労働生産性の向 上を図り、持続可能な食料システムを構 築する。	2050年までに次の項目の達成目指す。 ・2040年まで農林業機械・漁船の電化・水素化等の技術確立・農林水産業のCO2ゼロエミッション化 ・園芸施設について化石燃料を使用しない施設への完全移行・農林漁業の健全な発展に資する形で、再エネの導入 ・輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量30%減 等

②町の取組

本町における近年の地球温暖化対策に係る動向としては、次のとおりです。

ア. 鞍手町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(2021年1月)

町が実施する事務事業に伴う CO2 排出量を削減するための方針や施策を示した計画です。策定当時の計画期間における温室効果ガス排出量の削減目標は、2025 年度(中間目標年度)の排出量を 2013 年度比(基準年度)で 30%削減、2030 年度(目標年度)では 40%の削減を目指すことを掲げました。なお、本計画の策定に合わせて 2024 年 3 月に計画改定を予定としています。その際、当該計画における温室効果ガス排出量の削減目標を 51%以上削減(2013 年度比)とする予定としています。

イ. ゼロカーボンシティ宣言(2021年3月)

2050 年までに地域脱炭素を達成することを目指し、「ゼロカーボンシティ宣言 ~ 2050 年二酸化炭素排出ゼロに向けて~」を宣言しました。本宣言では、将来にわたって地域住民が豊かな自然の中で生きる喜びを感じ、健康で安心して暮らすことができる環境を次世代に引き継ぐため、地域住民や事業者と協働で地球温暖化対策を積極的に推進し、2050 年までに CO2 排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、継続して取り組むことを宣言しています。

ウ. 九州電力株式会社との連携協定の締結(2021年3月)

九州電力株式会社北九州支店と「持続可能なまちづくり連携協定」を締結しました。本連携協定では、本町の低炭素化や災害に強いまちづくりなど様々な事項において連携・協力を推進し、いつまでも暮らしやすい「持続可能なまちづくり」を進めることとしています。

エ. 北九州都市圏域 18 市町による脱炭素先行地域の認定(2022 年 4 月)

北九州都市圏域 18 市町で取り組む脱炭素事業について、国の地域脱炭素ロードマップにおける脱炭素先行地域として認定を受けています。本町は、公共施設への太陽光発電設備等の導入事業を実施予定としています。

オ. その他具体的な取組について

- · 鞍手中学校太陽光発電設備導入(2014年度)
- ・新庁舎建設における Nearly ZEB 化及び周辺公共施設へのマイクログリッドの構築 (2024 年度完成予定)
- ・公共施設 RE100 電力への移行(2021 年度より実施)



ゼロカーボンシティ宣言 ~2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて~

近年、世界各地で猛暑や豪雨被害など地球温暖化が要因とみられる大規模災害が多発しており、今後も干ばつや海面上昇、農業生産や水資源への影響など、もはや「気候危機」と言うべき深刻な状況にあります。我が国においても例外ではなく、これまでに経験したことのない豪雨や台風等により甚大な被害が発生しています。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命以前と比較して世界の平均気温上昇幅を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。その後、2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では「気温上昇幅を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに、CO2(二酸化炭素)の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

鞍手町では、将来にわたって町民が豊かな自然の中で生きる喜びを感じ、健康で安心して暮らすことができる環境を次世代に引き継ぐため、町民や事業者の皆様と協働で地球温暖化対策を積極的に推進し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、継続して取り組むことを宣言します。

令和3年3月3日

鞍手町長周崎邦婷



福岡県鞍手町長 岡崎 邦博 殿

貴町におかれましては、この度、自治体として 2050 年の温室効果ガスの実質排出量ゼロ (ゼロカーボンシティ) を目指されることを表明されました。今回の貴町の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で 299 自治体となりました。我が国としてのパリ協定の目標達成に向け、大変心強く感じております。

先日、国内各所に甚大な被害を及ぼした巨大台風の事例は記憶に新しいところですが、温室効果ガスの増加に伴い、今後、このような水害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」と表現するべき事態と考えております。

2015年に合意されたパリ協定では「平均気温上昇の幅を2度未満とする」目標が国際的に広く共有されました。この目標の達成に向けては、各国政府関係者の努力はもとより、地方自治体を始めとしたあらゆる主体、ノン・ステート・アクターの取組が極めて重要です。

環境大臣として、スペイン・マドリードで開催された COP25 で発信し、国際的にも高く評価されたところです。こうした日本国内の力強い取組をしっかり発信するとともに、パリ協定の目標達成に向け、貴町及び他のゼロカーボンシティとともに取組のさらなる具体化に努めてまいります。



3. 鞍手町の区域の特徴

(1) 自然的条件

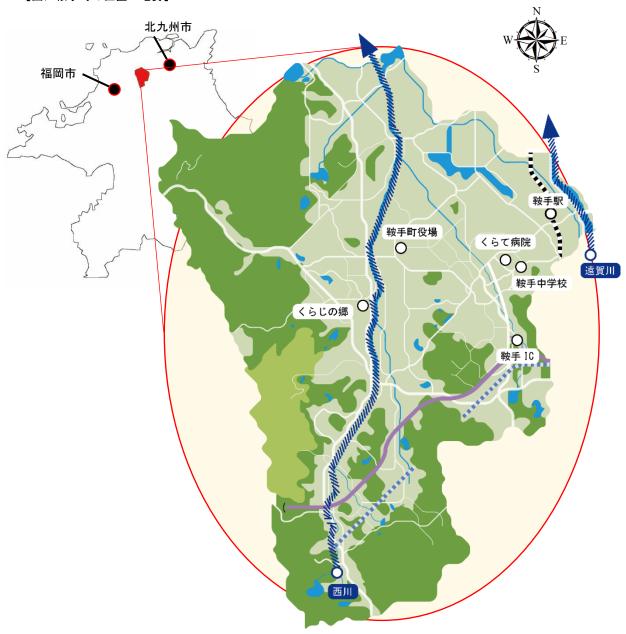
①位置•地勢

本町は、福岡県の北部に位置し、福岡市と北九州市のほぼ中間にあります。

地勢的には、南部に六ヶ岳山系、西部には西山山系がそれぞれ山稜を連ねており、町の中央を南から北へ貫流する西川と町の東端を流れる遠賀川に沿って沖積平野が拓けています。

また、本町では、近年整備された鞍手インターチェンジや北九鞍手夢大橋などの交通 アクセスの利便性を最大限に生かした機能的でコンパクトなまちづくりを進めています。 この方針に基づき、2021年10月には地方独立行政法人「くらて病院」を新築移転して おり、2024年度中には、鞍手町役場庁舎等の行政機能も新築移転する予定です。

【図▶鞍手町の位置・地勢】



②気象

ア. 平均気温・降水量

本町は、日本海型気候区に属しています。年間平均気温は 16.6° と比較的温暖であることがわかります。年間降水量 $1,257 \,\mathrm{mm}$ で、そのほとんどが梅雨期や台風期の降雨に集中しています。

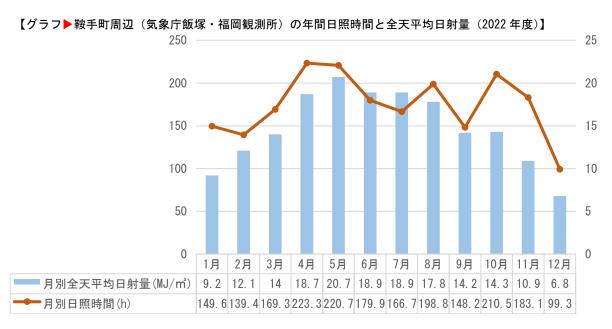


【グラフ▶鞍手町周辺(気象庁飯塚観測所)の年間降水量と年平均気温(2022年度)】

気象庁HPより鞍手町が作成

イ. 日射量・日照時間

日照時間の年間平均は、2,089 時間となっています。また、全天平均日射量の年間平均は177MJ/㎡となっています。



気象庁HPより鞍手町が作成



(2) 社会的条件

①人口将来推計

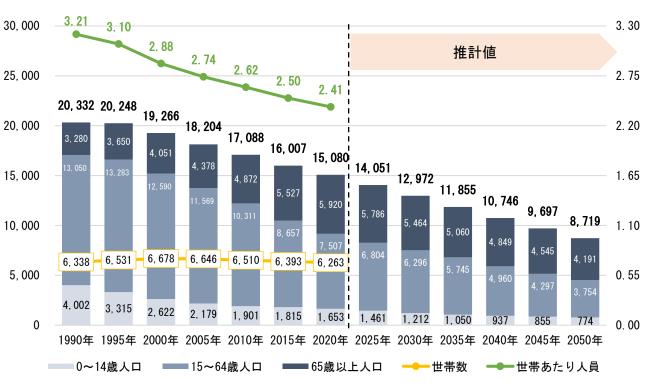
本町の人口は、2020年国勢調査にて15,080人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、2020 年比で 2030 年に約 1割、2050 年に約 4割減少の見込みとなっています。

鞍手町人口ビジョン(令和元年度改訂版)においては、中期目標として 2040 年の人口 を 12,100 人、長期目標として 2060 年の人口を 9,700 人としています。

なお、本計画においては、まちづくりの方針と整合を図るため、鞍手町人口ビジョンの 推計値を参考としていきます。

【グラフ▶人口・世帯数の推移及び人口の将来推計】



出典:実績値▶国勢調査、推計値▶R5 日本の地域別将来推計人口

【参考:鞍手町人ロビジョン(令和元年度改訂版)の目標値】

短期目標: 2020 年 15,300 人

中期目標: 2025年 14,500人、2040年 12,100人

長期目標: 2060年 9,700人

②産業構造

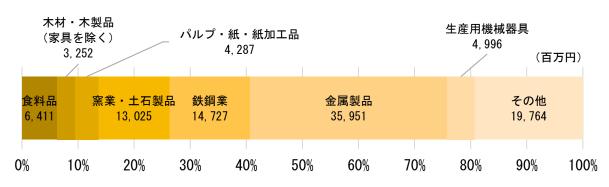
ア. 工業の状況

製造品出荷額等の推移は、上昇傾向にありますが、2015年以降はほぼ横ばいで、2019年は1,024億円となっています。また、製造品出荷額の内訳としては、金属製品製造業が約35%を占めています。

【グラフ▶製造品出荷額の推移】



【グラフ▶製造品出荷額の内訳 (2019年)】



出典:工業統計調査



イ. 農林業の状況

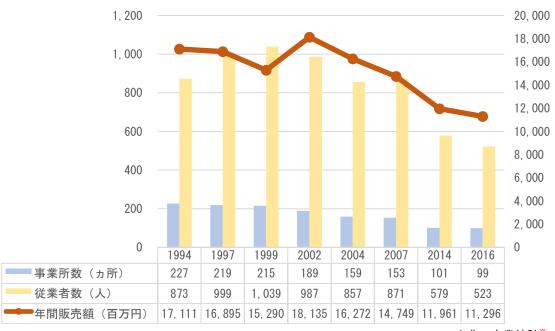
経営耕地面積は横ばい状態で推移していましたが、2020 時点では減少傾向にあります。また、農林業従業者数については、減少傾向で推移しています。



ウ. 商業の状況

卸売業類、小売業類の事業所数、従業者数共に年々減少傾向にあります。 それに伴い、年間販売額も減少しています。

【グラフ▶産業構造【卸売業類・小売業類】の関連指標の推移】



出典:商業統計[※]

※ 商業統計は、2016 年度に中止(廃止)されているため、最新のデータである2016 年時点までを用いて分析・整理 しています。

③都市構造

ア. 都市計画マスタープラン

鞍手町都市計画マスタープランでは、まちづくりの理念等が以下のように定められています。その中では、目標とする将来像を「豊かな自然と歴史に囲まれた、魅力あるコンパクトなまち」と掲げています。

まちづくりの理念と目標 [4つの目標と、目指すべき将来像]

【まちづくりの理念】

鞍手の豊かな自然環境を次の世代に残し、そしてみんなが鞍手町のことを好きになる まちづくり

【まちづくりの目標】

- ・自然的環境と都市的環境との調和を図り、限りある自然を残す
- ・先人の残した歴史と文化を保全し、将来に渡って継承していくまちづくり
- 子どもからお年寄りまでが住みやすいと思えるコンパクトなまちづくり
- ・町外への町の魅力発進と、新たな定住環境の充実

【目指す将来像】

豊かな自然と歴史に囲まれた、魅力あふれるコンパクトなまち

【都市機能拠点】

「交差する都市計画道路と JR 鞍手駅の交通機能を活かし、行 政、交通、医療、文化等の施設が 立地し都市機能が集積する賑わ いのある地域として生活機能の 集約を図る」拠点のこと。

出典:鞍手町都市計画マスタープラン



イ. 立地適正化計画

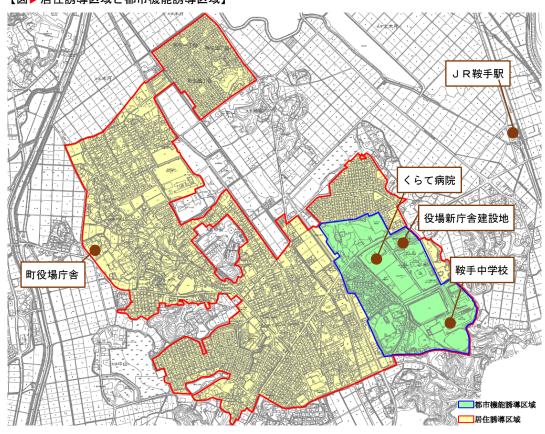
立地適正化計画においては、まちづくりの目標を「住み良さと便利さを実感できる コンパクトで災害に強いまち」と掲げ、以下の4つの方針を定めています。

当該計画では、都市計画マスタープランで掲げる将来都市構造の都市機能拠点を包括するように居住誘導区域*1と都市機能誘導区域*2を設定し、町のコンパクトシティ化を推進することとしています。

まちづくりの4つの方針

- ①移住・定住施策を拡充し、居住誘導区域へ居住を誘導します
- ②都市機能を集積し、回遊性の高い便利なまちを構築します
- ③公共交通を確保・維持し、車に頼らない暮らしが可能なまちを目指します
- ④様々なリスクに対応した災害に強いまちづくりを進めます。

【図】居住誘導区域と都市機能誘導区域】



出典:鞍手町立地適正化計画

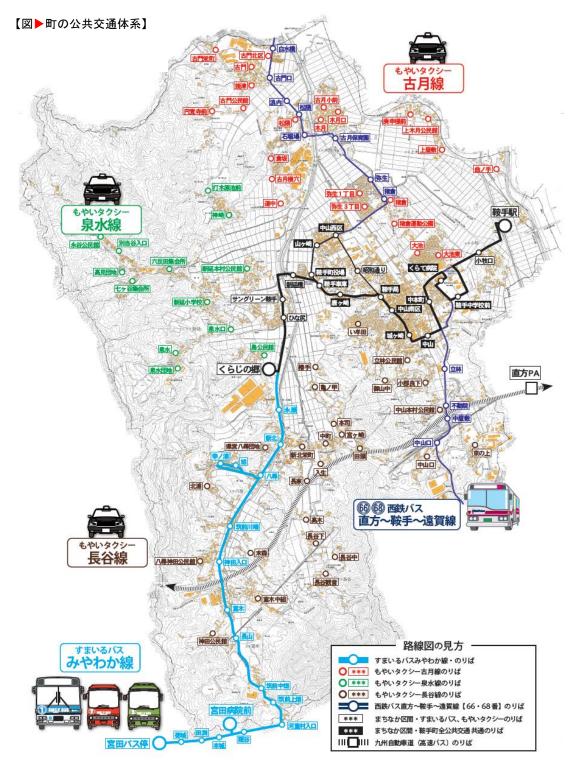
- ※1 居住誘導区域…将来において人口密度を維持することで日常生活サービスなどが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域
- ※2 都市機能誘導区域…居住誘導区域内において、医療、商業等を集約し、これらの各種サービスの効率的な提供を図るため、都市機能施設を誘導する区域

④交通の状況

ア. 公共交通

本町では、民間路線バスの西鉄バス(直方~鞍手~遠賀線)やコミュニティバス(すまいるバス)、予約型乗合タクシー(もやいタクシー)が町内外を運行し、地域住民の日常生活における移動手段となっています。

また、町の東部には、筑豊本線のJR 鞍手駅があり、至近には九州縦貫自動車道を運行する高速バスの停留所があるなど、本町と周辺の市町を結ぶ重要な広域移動手段となっています。



「鞍手町バスがいど(令和5年4月1日現在)」を基に作成

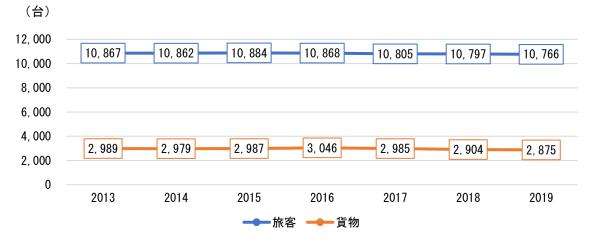


イ. 自動車保有台数と住民意識

本町の自動車保有台数は、旅客・貨物共に横ばいで推移しており、2019年度は14,000 台弱となっています。

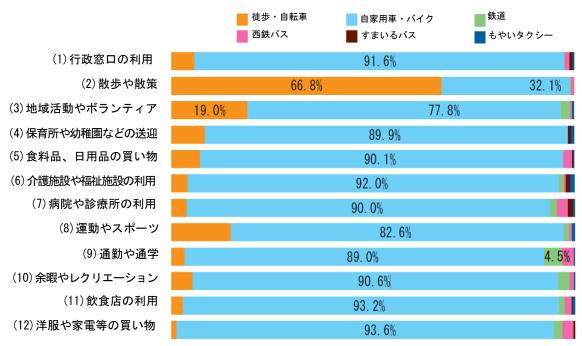
また、2020年度に実施したまちづくりアンケート調査では、町民の日常行動の移動 手段として90%以上が自家用車を利用しているという結果が出ています。

【グラフ▶旅客・貨物別の自動車保有台数の推移】



出典:自治体排出量カルテ

【グラフ▶町民の日常行動の移動手段】

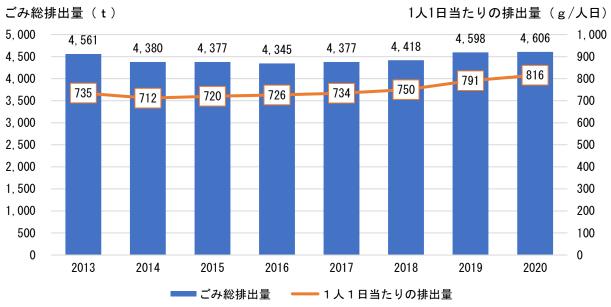


出典: 鞍手町立地適正化計画 「まちづくりアンケート調査 (2020 年度)」

⑤一般廃棄物の状況

ごみの総排出量は増加傾向ですが、全国平均(901g/人日_2020 年度)と比べ少ない状況です。処理施設であるくらじクリーンセンターでは、固形燃料(RDF)化による処理を行っています。

【グラフ▶ごみ総排出量及び1人1日当たりの排出量の推移】



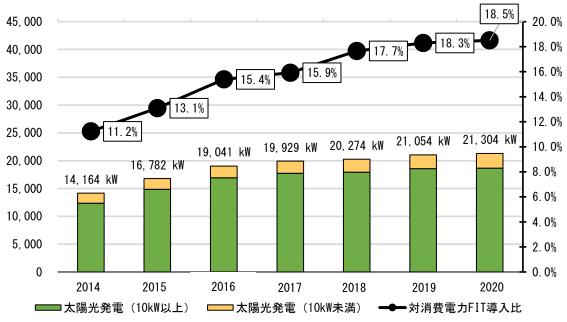
出典:一般廃棄物処理事業実態調査

⑥再生可能エネルギー資源の賦存状況

FIT 制度*を活用した再エネの導入実績をみると、導入容量は 2014 年から 2020 年にかけて約 1.5 倍となっています。

しかしながら、近年では導入容量の増加は鈍化傾向にあります。

【グラフ▶FIT 制度の再エネの導入実績】



出典:自治体排出量カルテ

※ FIT 制度(「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」)とは、再生可能エネルギーで発電した電力を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のことです。国が定める要件を満たす事業計画を策定し、それに基づいて発電する方が対象となります。



4. 計画の目的

ここ数年、国外及び経済界は脱炭素化に向けて加速化しており、我が国においても、2020年10月に「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする」ことを宣言し、国と地方の協働・共創により、地域が主役となって地域課題の解決に通じる取組を進めていくことが促されています。

本町においては、2021 年 1 月に公共施設や公共事務事業に関する鞍手町地球温暖化対策 実行計画(事務事業編)を策定するとともに、2021 年 3 月には 2050 年までに温室効果ガ ス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

そのため、ゼロカーボンシティ実現に向けた戦略と CO2 削減対策を具体化することを目的に本計画を策定することといたしました。

5. 計画の期間

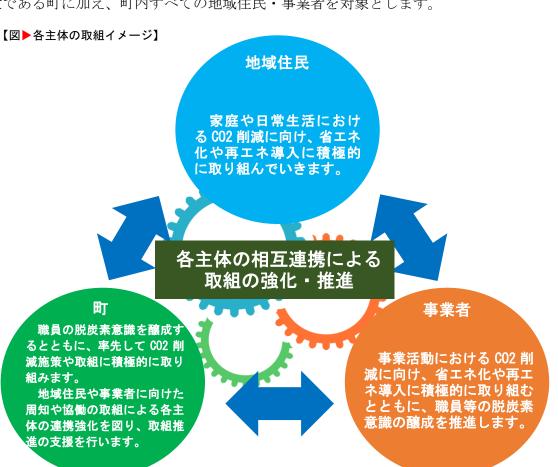
本計画は2024年度から2030年度の7年間を計画期間とします。

また、国が掲げる地球温暖化対策計画との整合を図るため、同計画における温室効果ガス排出量削減目標の基準年度である 2013 年度を本計画の基準年度として設定します。

6. 計画の対象範囲

計画の対象地域は、鞍手町全域とします。

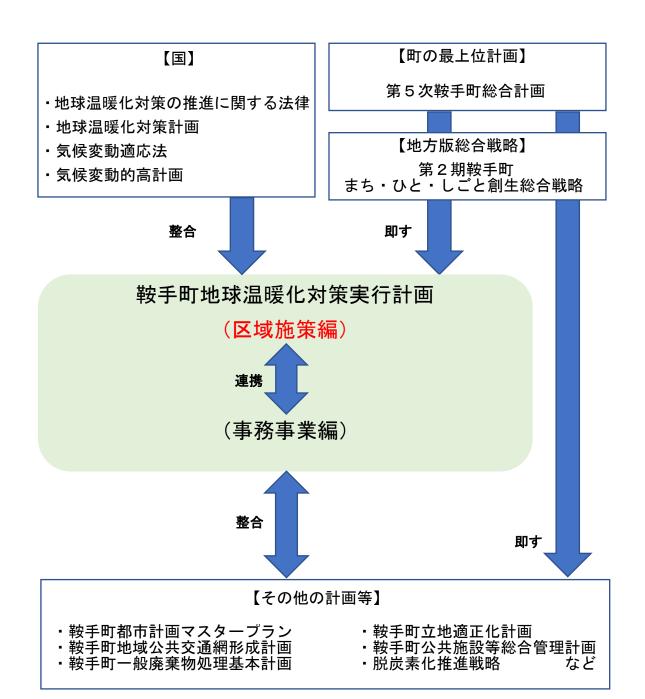
また、地球温暖化対策を進めるにはあらゆる主体による取組が必要であることから、行政である町に加え、町内すべての地域住民・事業者を対象とします。



7. 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(第 21 条)による「温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画」として定めます。

温室効果ガスの排出量削減にあっては、地域住民、事業者、町が一体となり取り組むものであることを考慮し、上位計画として「第5次鞍手町総合計画」や「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を位置付けるとともに、その他の部門別の計画とも整合を図ります。





第2章 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

1. 対象とする温室効果ガス・部門

(1) 計画の対象とする温室効果ガス

本計画では、温室効果ガス排出量全体に占める割合や、施策を講じる優先順位、排出量の実態把握などを考慮し、CO2を計画の対象とします。

(2)計画の対象とする部門

町全域からの温室効果ガスの発生状況を把握する部門は、産業、業務その他、家庭、 運輸、廃棄物の計5部門とします。

【表▶対象とする部門の概要】

温室効果ガス	主な排出源
二酸化炭素 (CO2)	燃料の使用、他人から供給された電気や熱の使用
メタン (CH4)	工業プロセス、家畜の使用及び排泄物管理、廃棄物の焼 却、埋め立て処分など
一酸化二窒素(N20)	燃料の燃焼、工業プロセス、耕地における肥料の施用など
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、プラスチック の製造プロセスなど
パーフルオロカーボン(PFCs)	アルミニウム、半導体の製造プロセスなど
六フッ化硫黄 (SF6)	電気機械器具や半導体製造プロセス、変圧器、開閉器な どの電気機会機器具の使用、点検など
三フッ化窒素(NF3)	半導体の製造プロセス

【表▶対象とする部門の概要】

Tell (Table) Call (Table)	
部門	内容
産業部門	製造業、建設業・工業や農林水産業における工場・事業場 のエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門	事業所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれ の部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出(自家用自動車からの排出は運輸部門(自動車(旅客))で計上)
運輸部門	自動車(貨物・旅客)、鉄道、船舶、航空機におけるエネル ギー消費に伴う排出
廃棄物分野	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出

2. 温室効果ガスの現況推計、要因分析

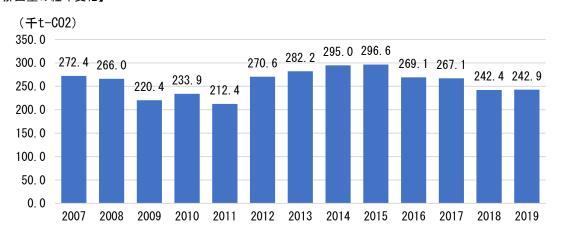
(1) 温室効果ガスの現況推計

2019 年の町全体の CO2 排出量は 243 千 t-CO2 で、基準年である 2013 年度に対して、 およそ 14%減少しています。

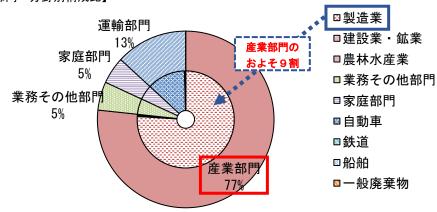
また、排出量の部門別の内訳をみると、産業部門が全体の排出量のおよそ8割を占めており、産業部門の中でも製造業がおよそ9割を占めていることが特徴的です。

さらに、産業部門の排出量は、全国や福岡県の平均よりも高い割合を占めています。

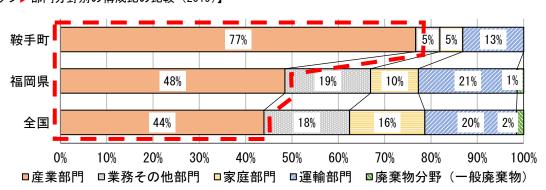
【グラフ▶排出量の経年変化】



【グラフ▶排出量の部門・分野別構成比】



【グラフ▶部門分野別の構成比の比較 (2019)】



各資料の出典:自治体排出量カルテ



(2) 部門別の CO2 排出量の分析

部門別の CO2 排出量を整理し、その推移等を分析しました。

なお、分析の結果として、全部門において CO2 排出量は減少傾向にありますが、その大きな要因の一つとして、一般電気事業者における電力供給に伴う「CO2 排出係数」の減少が挙げられます。

一般電気事業者の「CO2 排出係数」が減少することで、その電力使用者の排出量も減少することとなります。そのため、「CO2 排出係数」について次のとおり整理しました。

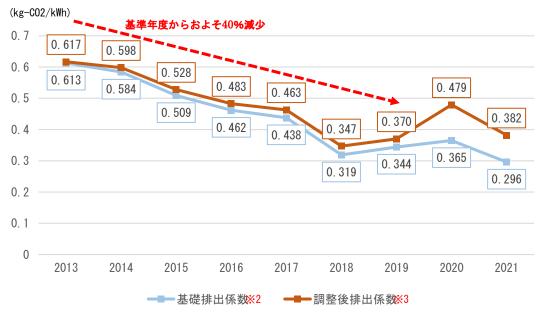
◇一般電気事業者における CO2 排出係数とは

温室効果ガスの排出量は、「活動量」(例えば、ガソリン、電気、ガスなどの使用量)に、「排出係数*1」を乗じて求めます。

特に、各部門の電気使用に伴う CO2 排出量の算出に当たっては、各電気事業者が電力を発電するために排出した CO2 排出量を推し量る指標である「CO2 排出係数」が用いられています。

そのため、CO2 排出量の減少の要因としてCO2 排出係数の推移も考慮されます。 なお、一般電気事業者である九州電力株式会社のCO2 排出係数の推移をみる と、基準年度である2013年度実績から2019年度実績ではおよそ40%の減少が みられます。

【グラフ▶九州電力(株)の CO2 排出係数推移】



環境省 HP より鞍手町が作成

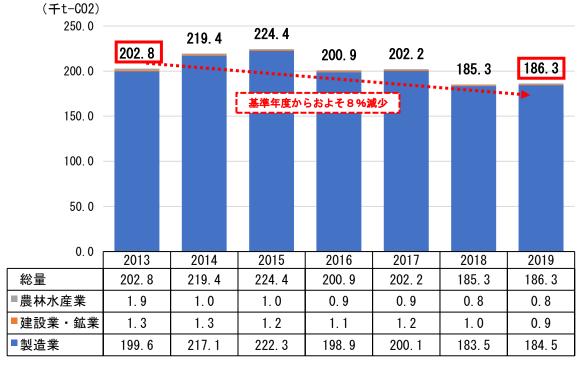
- ※1 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスを相当程度多く排出する者(特定排出者)に、 自らの温室効果ガスの排出量を算定し、「排出係数」として国に報告することが義務付けられているもの。
- ※2 電気事業者がそれぞれ供給した電気の発電に伴う燃料の燃焼によって排出された CO2 の量(基礎 CO2 排出量)を、当該電気事業者が供給した電力量で除して算出されたもの。
- ※3 電気事業者の基礎 CO2 排出量に再エネの固定価格買取制度 (FIT) 等に伴う CO2 排出量の調整等が反映されたものを当該電気事業者が供給した電力量で除して算出されたもの。

①産業部門の CO2 排出量の整理と分析

2019 年度の産業部門の CO2 排出量は 186.3 千 t-CO2 で、基準年度である 2013 年度からおよそ8%減少しています。

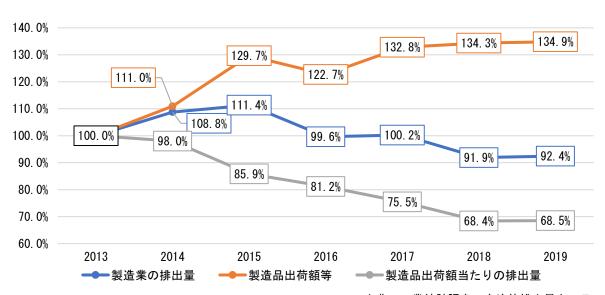
産業部門の排出量の内訳は製造業が184.5 千t-CO2であり全体の9割以上を占めています。 また、製造業における製造品出荷額は増加傾向にありますが、製造品出荷額当たりのCO2 排出量は減少傾向にあるため、今後はより大幅に減少が継続されるよう積極的な取組が必要です。

【グラフ▶産業部門全体の CO2 排出量の推移】



出典:自治体排出量カルテ

【グラフ▶製造品出荷額当たりの排出量の推移】



出典:工業統計調査、自治体排出量カルテ

②業務その他部門の CO2 排出量の整理と分析

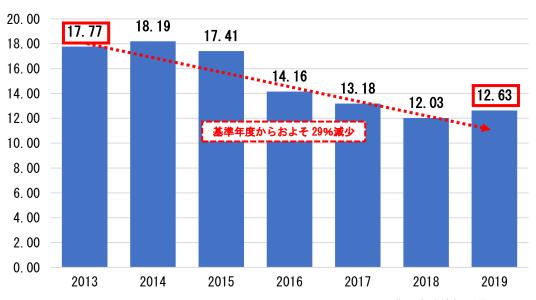
2019 年度の業務その他部門の排出量は 12.63 千 t-C02 で、基準年度である 2013 年度 からおよそ 29%減少しています。

また、業務その他部門の従業員数とエネルギー使用量が増加傾向ですが、従業員1人 当たりのCO2排出量は削減傾向にあります。

なお、行政機関である町は業務その他部門にあたるため、本計画の事務事業編に基づく 取組を推進しつつ、町内の事業者の取組促進を図る必要があります。

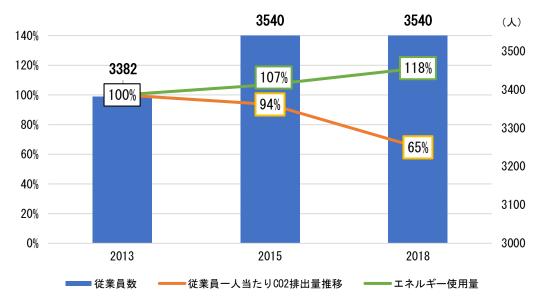
【グラフ▶業務その他部門全体の CO2 排出量の推移】





出典:自治体排出量カルテ

【グラフ▶業務その他部門の従業員数の推移】



出典:地域経済循環分析、経済センサス※

[※]経済センサス及び地域経済循環分析は、それぞれの統計調査や分析データの発表年度が計画策定時点で2019年以降の 調査の市町村結果が出ていないため、結果がわかる最新年度である2018年までのデータを整理しています。

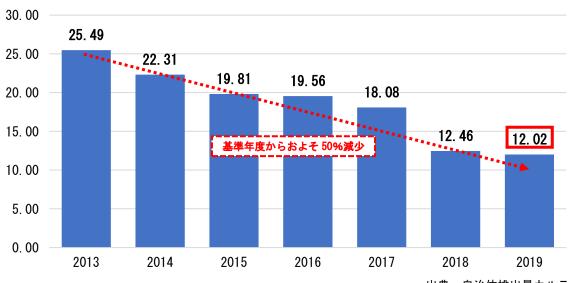
③家庭部門の CO2 排出量の整理と分析

2019 年度の家庭部門の排出量は 12.02 千 t-C02 で、基準年度である 2013 年度からおよそ 50%減少しています。

また、町内の人口や家庭部門における電力需要量の推計値は、2013 年度に比べて減少傾向であり、CO2 減少の要因の一つであると考えられます。一方、人口動態や電力需要量の推移と比較しても、CO2 排出量の減少率の幅が大きいことから、CO2 排出係数の削減も大きく関係していることが推測されます。

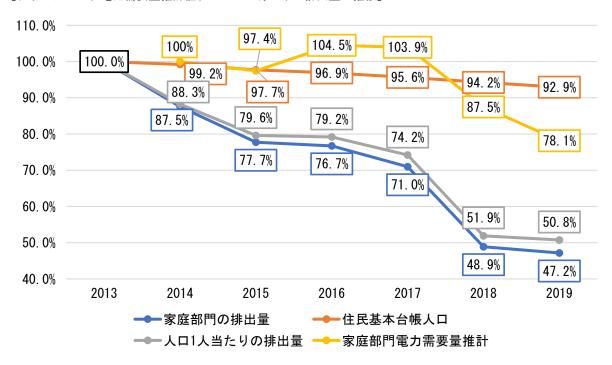
【グラフ▶家庭部門全体の CO2 排出量の推移】

(千t-CO2)



出典:自治体排出量カルテ

【グラフ▶人口、電力需要量推計値、人口一人あたりの排出量の推移】



出典:住民基本台帳、自治体排出量カルテ



④運輸部門の CO2 排出量の整理と分析

2019 年度の運輸部門の CO2 排出量は 31.95 千 t-CO2 で、基準年度である 2013 年度からおよそ 12%減少しています。

運輸部門の CO2 排出量は、町全体の排出量の 13%を占めており、産業部門に次いで多い部門となっています。

また、部門の内訳では自動車(旅客)における CO2 排出量が最も多い割合です。特に本町においては、自動車保有数の推移が横ばい傾向であること (P. 19 参照) や地域住民の日常行動における移動手段の 90%が自家用自動車であること (P. 19 参照) も踏まえた効果的な取組が求められます。

40.00 (千t-CO2) 36. 14 35. 09 34.96 34. 45 33.60 32.63 31, 95 35.00 30.00 基準年度からおよそ12%減少 25.00 20.00 15.00 10.00 5.00 0.00 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 総量 36. 14 35.09 34.96 34.45 33.60 32.63 31.95 ■鉄道 1.32 1.26 1. 21 0.98 1.17 1.12 1.03 ■自動車(貨物) 14.93 14.96 15.01 14.80 14. 41 13.88 13.83 ■自動車(旅客) 19.89 18.88 18.73 18.48 18.07 17.72 17. 14

【グラフ▶運輸部門全体の CO2 排出量の推移】

出典:自治体排出量カルテ

⑤廃棄物分野の CO2 排出量の整理と分析

本町の一般廃棄物は、宮若市及び小竹町との宮若市外二町じん芥処理施設組合により 処理が行われています。

当該組合の処理施設であるくらじクリーンセンターでは、廃棄物処理方法として固形燃料 (RDF) 化を採用しており、一般廃棄物の焼却処理を行っていないため本町における CO2 排出量は O t-CO2 と推計されます。

ただし、今後もごみの排出量の削減、処理施設の設備更新等における脱炭素型の施設 運営などの推進に努める必要があります。

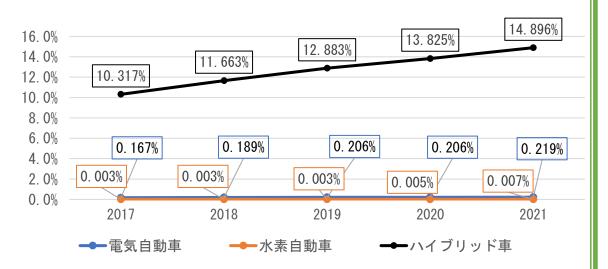
コラム1

鞍手町の次世代自動車の普及率はどのくらい?

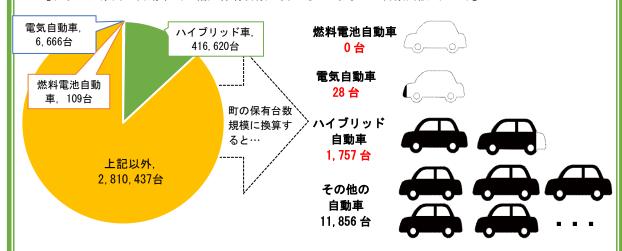
福岡県内全体の自動車保有台数の 2017 年度末から 2021 年度末までの次世代自動車*の保有割合の推移をみると、2021年度時点で保有台数全体の15%まで増加していますが、全体に占める割合はまだまだ多くはありません。

また、2019 年度の福岡県内の次世代自動車の保有台数の内訳を基に、同年度の福岡県全体の自動車保有台数(3,233,832台)に占める鞍手町の自動車保有台数(13,641台)の割合で換算すると、町内での電気自動車や水素自動車の保有台数はかなり少ないことが推測されます。

【グラフ▶県内の自動車(四輪)保有台数に占めるEV車等の割合の推移】



【グラフ▶県内の自動車(四輪)保有台数に占める EV 車などの台数内訳(2019)】



※ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車等の窒素酸化物等の大気汚染物質や CO2 の排出が少ない、または全く排出しない、優れた燃費性能を持つ環境に優しい自動車のことです。

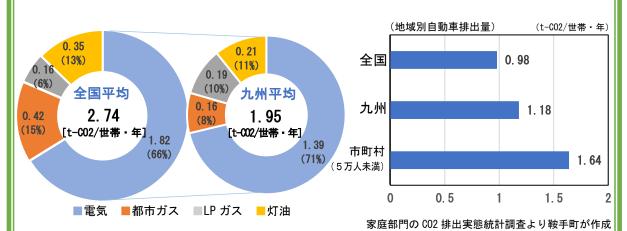
コラム2

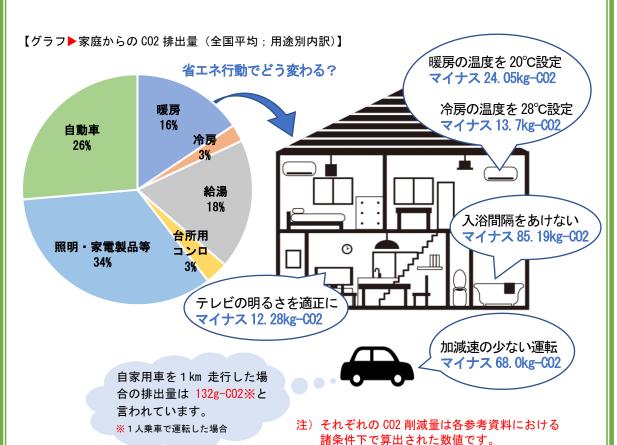
私たちの暮らしで排出される CO2 はどのくらい?

私たちが普段生活する中で排出している CO2 は、1 世帯あたり 2.74t-CO2 (2021 年度: 全国平均) と言われています。九州地方においては、自動車以外の排出量は全国平均を下回っていますが、自動車利用に伴う排出量は全国平均を上回っています。

また、用途別の排出量では、北海道や沖縄を除く全国的な傾向として照明・家電、給湯、暖房、自動車使用に伴う排出量が多いことがわかります。そのため、まずはこうした用途における省エネ行動を起こしていくことが、重要となります。

【グラフ▶家庭からの CO2 排出量】 (エネルギー種別排出量 (左:全国平均、右:九州平均)





注) 002 排出量の削減効果は年間削減量を示しています。

出典:省エネ性能カタログ 2022、資源エネルギー庁 HP、国土交通省 HP

第3章 計画全体の目標

1. 温室効果ガスの将来推計(BaU推計)

2050年にゼロカーボンシティを実現するためには、CO2排出量削減の取組が必要ですが、仮にそれらの対策を講じることなく現状の社会を継続した場合 (BaU: Business as Usual)、CO2排出量はどのように推移していくのかを 2022年度に策定した「鞍手町脱炭素化推進戦略」(以下「推進戦略」といいます。)において、推計しました。

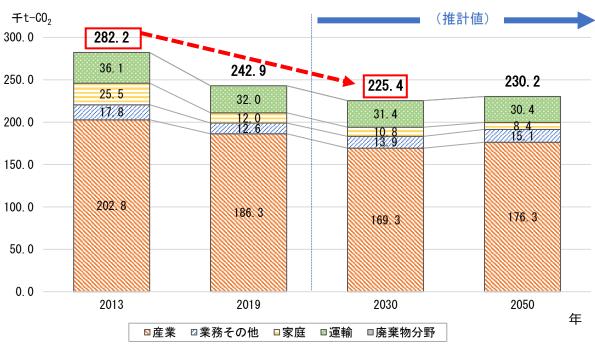
町全体の CO2 排出量 (グラフ「町の CO2 排出量の BaU 推計」) をみると、2030 年時点で基準年度である 2013 年度からおよそ 20%の CO2 排出量が削減される見込みであることがわかりました。

また、部門別の CO2 排出量の推計結果 (表「部門別の CO2 排出量の BaU 推計」) を見ると、家庭部門は人口減少等が要因となり、2030 年時点で基準年度である 2013 年の CO2 排出量から 57.7%と大きな減少が見込まれますが、2050 年時点においても CO2 排出量は残存した状態となっています。さらに、町全体の排出量の 80%を占める産業部門では、2030 年時点で基準年度である 2013 年の CO2 排出量から 16.5%の削減にとどまることから、このまま対策しない場合、将来的には相当の CO2 排出量が残存することがわかります。

このことから、2050年のゼロカーボンシティ実現のためには、各部門において積極的な 脱炭素化に向けた取組が求められます。

> このまま何もしなくても、2030年には基準年度比で 56.8t-C02(およそ20%)減少する見込みです。

【グラフ▶町の CO2 排出量の BaU 推計】



出典:鞍手町脱炭素化推進戦略

【表▶部門別の CO2 排出量の BaU 推計】

	÷2.00 /	\ ==		2013	20	19	2030		2050	
部門・分野			H25	R1		R12		R32		
		(F)	Ft-CO ₂)	排出量	排出量	2013比	排出量	2013比	排出量	2013比
002総排出量				282. 19	242. 92	-13. 9%	225. 41	-20. 1%	230. 22	-18. 4%
エネ起源002				282. 19	242. 92	-13. 9%	225. 41	-20. 1%	230. 22	-18. 4%
	産業部門	門		202. 80	186. 31	-8. 1%	169. 33	-16. 5%	176. 34	-13. 0%
		製造業		199. 64	184. 55	-7. 6%	167. 79	-16.0%	175. 15	-12. 3%
		建設業・	鉱業	1. 30	0. 94	-27. 8%	0. 65	-49. 6%	0. 36	-72. 2%
		農林水產	E 業	1. 86	0. 82	-55. 7%	0. 89	-52. 2%	0. 83	-55. 4%
	業務その他部門			17. 77	12. 63	-28. 9%	13. 93	-21. 6%	15. 08	-15. 1%
	家庭部門	門		25. 49	12. 02	-52. 8%	10. 77	-57. 7%	8. 37	-67. 2%
	運輸部門			36. 14	31. 95	-11.6%	31. 38	-13. 2%	30. 43	-15. 8%
		自動車		34. 82	30. 97	-11.1%	30. 50	-12. 4%	29. 75	-14. 6%
			旅客	19. 89	17. 14	-13. 8%	17. 36	-12. 7%	17. 45	-12. 3%
			貨物	14. 93	13. 83	-7. 4%	13. 14	-12. 0%	12. 30	-17. 6%
		鉄道		1. 32	0. 98	-25. 5%	0. 88	-33. 2%	0. 69	-48. 1%
		船舶		0.00	0. 00	0.0%	0. 00	0. 0%	0. 00	0. 0%
非エネ起源	廃棄物名	分野		0.00	0. 00	0.0%	0. 00	0. 0%	0. 00	0. 0%

出典:鞍手町脱炭素化推進戦略

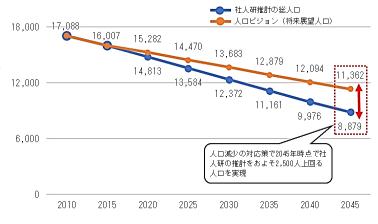
BaU 推計のポイント

BaU 推計に当たっては、町の関連計画や人口減少抑制のための各種施策との整合を図るため、鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョンを用います。

【鞍手町人口ビジョン】

本町では、第5次鞍手町総合計画後期基本計画の策定に併せ町人口ビジョンを改訂しました。人口ビジョンでは、人口減少抑制対策を講じることで、社人研による人口推計(2015年当時)よりもおよそ2,500人(2045年時点)上回る「将来展望人口」の実現を目指しています。

【グラフ▶社人研と人口ビジョンの人口推計比較】



出典:鞍手町人口ビジョン

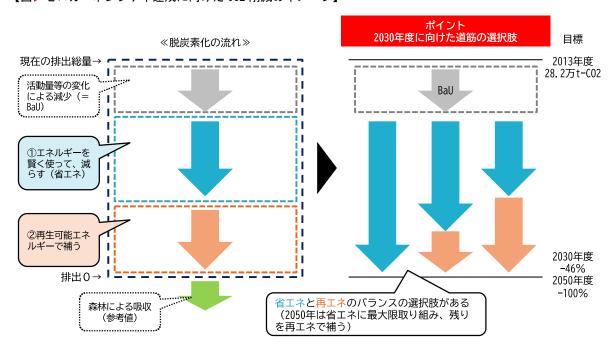
2. CO2 排出総量削減の見込み

(1) 総量削減の考え方

本計画の目標達成のためには、BaU 推計による CO2 削減量に加え、現在使用している エネルギーを減らしていく「省エネ」と化石燃料由来のエネルギーを再生可能エネルギ ーに転換していく「再エネ」の対策を行うことが必要です。

推進戦略では、2030 年度までに CO2 排出量を 46%削減するための複数の CO2 削減シナリオを、「省エネ」と「再エネ」対策による CO2 削減量の見込みを算出することで作成しています。本計画においては推進戦略の内容を踏まえて、2030 年までの総量削減の見込みを整理し、目標設定を検討します。

【図▶ゼロカーボンシティ達成に向けた CO2 削減のイメージ】



出典:鞍手町脱炭素化推進戦略



(2) 各部門の CO2 排出削減量見込み

本計画では推進戦略で算出された根拠を基に、各部門における「省エネ」による排出量の削減見込み*1と「再エネ」による排出量の削減見込みを整理しました。

推進戦略で算出された省エネと再エネの取組による CO2 排出量の削減見込みは 46% となっています。また、省エネと再エネの取組をより強化することで、50%の削減も見込まれます。

なお、「省エネ」、「再エネ」対策に加えて、「電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減」による電力使用に伴う CO2 排出係数の低減効果も含むこととしています。

【表▶2030 年時点の削減見込み】

部門	・分野別	取組内容	排出削減見込み (千t-002)	
		省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	8.6	
	産業	燃料転換の推進	1. 1	
	庄 未	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.6	
		業種間連携省エネの取組の推進	0.4	
		建築物の省エネ化・省エネ行動の推進	1.7	
	業務	高効率な省エネルギー機器の普及	0.7	
<i>(</i> 45)	その他	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	0.4	
省エネ		BEMS の活用、省エネルギー診断等を通じた徹底的なエネ ルギー管理の実施	0.6	
エネ対策		高効率な省エネルギー機器の普及	1.7	
		トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	0.5	
	家庭	住宅の省エネ化	1.0	
		HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.7	
		国民運動の推進	0.4	
		次世代自動車の普及、燃費改善	4.4	
	運輸	公共交通機関及び自転車の利用促進や運転時の省エネ行動の推進	0.3	
		国民運動の推進	0.5	
	電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減 ^{※2}			
再生可能エネルギーの最大限の導入 (P. 36, 37 を参照)				
		合計	74. 2	

^{※1} 国の「地球温暖化対策計画」及び「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」に基づき算出しています。

^{※2 ※1}の資料における電気事業者による発電に伴う CO2 排出係数 (P. 25 参照) の低減等の取組による 排出量削減効果に基づき算出しています。

(3) 再生可能エネルギー導入ポテンシャルと導入目標

推進戦略により、本町の再エネの導入ポテンシャルは99%以上が太陽光であることがわかっています。そのため、本町の再エネの導入方針としては、太陽光導入による CO2 排出量の削減を目指していくことが重要です。

なお、推進戦略において、本町の太陽光の導入ポテンシャルは設備容量が 275MW、年間発電電力量が 352,679MWh/年であり、その内、すでに 7.7% (21.3MW: 2019 年時点) が導入されていることが整理されています。

表「2030年時点の削減見込み」(P.35)をみると、省エネ対策や電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減により削減しきれない残りの CO2 排出量は、10.0 千 t-CO2 が再エネによる削減見込みとなっています。

推進戦略において 10.0 千 t-C02 の排出量を削減するためには、鞍手町の太陽光導入ポテンシャルからすでに導入されている設備容量に加えて、さらに 21.3MW 以上の太陽光導入であると試算されています。

そのため、本計画においては、2030年までの再生可能エネルギーの導入目標について、21.3MW の太陽光発電設備を導入することを掲げます。

また、各主体における導入の目安として、表「各主体における再生可能エネルギー導入の目安」のとおり整理しました。

目標達成に向けては、各主体に向けた効果的かつ効率的な対策を講じる必要があります。

2030 年度までに 21. 3MW 以上の導入を目指します。



【表▶各主体における再生可能エネルギー導入の目安】

各主体	導入の目安	導入量	導入量の算定に係る諸条件
地域住民	新築住宅 329 件、既 存住宅 359 件への 設置が必要です。	3.5 MW	 ○年間平均新築住宅件数 47 件 (建築着工統計 2015~2019 より) (目安の条件: 47 件×7年間) ○町内の住宅数 7, 180 件 (2018 年度土地家屋統計調査より) (目安の条件: 7, 180 件×5%) ○1 件当たりの平均太陽発電設備設置容量約 5kW(再エネ導入実績(2,636kW/572件)) (2019 年度自治体排出量カルテより)
事業者	新規事業所 126 件、 既存事業所 61 件へ の設置が必要です。	11.5 MW	 ○年間平均新築事業所建築物件数 18 件(建築着工統計 2015~2019 より) (目安の条件:18 件×7年間) ○町内の事業所数 609 件(2021 年度経済センサスより) (目安の条件:609 件×10%) ○1件当たりの平均太陽発電設備設置容量約 62kW(直近の「再生可能エネルギー事業計画認定情報」(20kW 以上) 1663kW/27 件)より)
⊞Ţ	導入ポテンシャル の約 50%への導入 が必要です。	2.0 MW	○「鞍手町再生可能エネルギー設備 導入ポテンシャル等調査」における導入ポテンシャル ・公共施設 1.7MW ・公共遊休地 1.0MW
土地	荒廃農地(地上設 置型)の導入ポテ ンシャル全体の約 20%への導入が必 要です。	4.3 MW	○荒廃農地(地上設置型)の導入ポテンシャル 22.45MW(環境省の再生可能エネルギー情報提供システム REPOS より)

3. 本計画における目標設定

本町が掲げる 2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」 を実現するために、本計画においては計画年度である2030年度までに、基準年度からどの 程度 CO2 排出量を削減するかを目的として定める必要があります。

前述した CO2 排出総量削減の見込みや、国が 2021 年4月に表明した「2030 年度の温室効 果ガス 46%以上 (2013 年度比) の削減」や 2021 年 10 月に策定した「地球温暖化対策計画」 に基づき、本計画においては 2030 年度までに CO2 削減量を 46%削減 (基準年度比) するこ とを中期目標として掲げます。

併せて、長期目標として、2050年時点におけるゼロカーボンシティの実現を掲げます。

中期目標

2030 年度における鞍手町の CO2 排出量を基準年度比で 46%削減することを目指します。

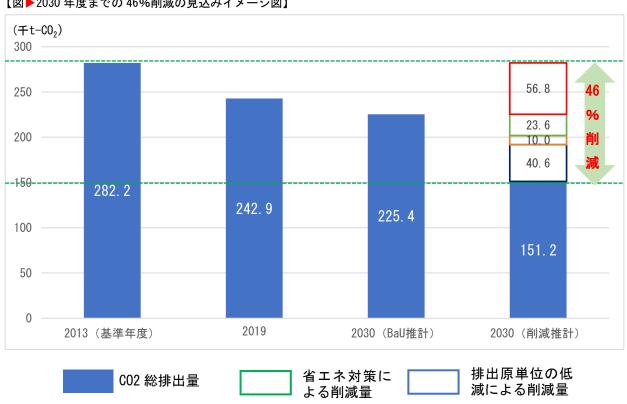
長期目標

2050 年度における鞍手町の CO2 排出量をゼロにする ゼロカーボンシティの実現を目指します。

【図▶2030 年度までの 46%削減の見込みイメージ図】

BaU 推計による

削減量



再エネ対策に

よる削減量



4. 2050 年ゼロカーボンシティの実現を目指して

推進戦略で、2050年のゼロカーボンシティを達成した将来のビジョンを設定しています。 本計画においても、2050年のゼロカーボンシティ実現を具体化するために同様の将来ビジョンを設定します。

ゼロカーボンシティを実現した町では、地域住民や事業者、町において省エネの取組や 再エネによるエネルギー調達が生活や経済活動に根差していることに加えて、エネルギー 使用や様々な消費活動が地域内で循環することで地域に活力が生まれることが想像され ます。

ゼロカーボンシティの実現を具体化する【将来ビジョン】

オールくらてで実現する カーボンゼロの社会

【表▶将来ビジョンの達成に伴う未来の鞍手町の姿】



誰でもスマートに移動

移動の選択肢が多様化し、誰で

も自由に行きたい所へ。

町内企業に脱炭素経営が定着、 ゼロカーボンが強みに。

脱炭素化が競争力に



エネルギーも消費も地産地消

農林業では再エネや IoT を活用。 生産物は町内で消費され、輸送の 環境負荷も少なく。



オールくらて で実現する カーボンゼロの社会



再エネは地域内で最大限に

住宅や工場には100%で太陽光 発電が導入。その他でも自然環 境との調和を図りながら地域資 本での導入が進む。



移動もゼロカーボン

まち中を走る車は全て EV 車に。

インフラも充実し充電はいつで

も可能。

エコな暮らしで快適に

新築住宅は全て ZEHに。 断熱性の向上やスマート家電の 導入により年中快適。 お金も時間も節約に。



エコなライフスタイルが定着

商品を購入する時は環境配慮。 設計製品が当たり前に。 子育てや定住と一体となった支 援メニューも豊富に使える。



町役場周辺は脱炭素の口 ールモデルに。 業務施設や商業施設での ZEB 化も進み、まちの魅力 をつくっている。

出典:鞍手町脱炭素化推進戦略



第4章 002 総排出量削減に関する取組

1. 取組方針の考え方

前章までの整理や推進戦略を基に、目標達成に向けては、各主体の日常生活や経済活動における脱炭素化に向けた意識醸成や行動変容、具体的な省エネ対策、再エネ対策が重要であることがわかりました。

そこで、本町のゼロカーボンシティ達成に向けた3つの基本方針を次のとおり定め、具体的に取組を推進していきます。

また、各基本方針では、地域住民、事業者、町が取り組む内容をそれぞれ整理し、各主体の取組や連携による脱炭素社会の形成を目指していきます。

基本方針

基本方針① 脱炭素社会への転換促進

基本方針② 効率的なエネルギー利用の促進

基本方針③ 再生可能エネルギーの導入促進

将来ビジョン

オールくらてで実現するカーボンゼロの社会

計画目標

2030 年度までに CO2 排出量を 46%削減 2050 年度までにゼロカーボンシティを実現

基本方針① 脱炭素社会への転換促進







地域脱炭素を実現するためには、地域住民、事業者、町が一体となり取り組む必要があ ります。そのために、町は地域住民や事業者、町職員に対し、エネルギーや環境問題につ いて知識を身に着ける機会を提供し、脱炭素意識の醸成に取り組みます。また、事業者に おいては、脱炭素を自社経営におけるポジティブな機会と捉えられるよう、脱炭素経営の 推進につながる事業者の自主的な脱炭素化に向けた取組の実現を支援します。

さらに、町は脱炭素化に向けた基盤整備のため、コンパクトなまちづくりやエネルギー 資源の地域内循環を目指した仕組みづくりや施策に取り組みます。

施策①-1. 脱炭素化に向けた意識醸成

域 住 民 事 業 者

地

- ・地球温暖化対策に関する情報の収集
- ・環境学習・イベント等への積極的な参加
- ・日常生活や事業活動における環境に配慮した行動の実践や製品の選択などのエコ 活動の推進

【行動変容の促進】

- ・町の広報誌やLINE などを通じた地球温暖化対策に関する情報提供
- ・「デコ活アクション」を活用した普及啓発
- ・ナッジの活用による効果的な行動変容の促進
- 町
- ・地域住民に向けた環境イベント等を通じた普及啓発
- ・事業者に向けた脱炭素経営スクールやセミナーなどの普及啓発事業の実施によ る脱炭素化への取組意欲向上や事業者間連携向上の推進

【環境教育の推進】

- ・ 町内外の教育機関などと連携した環境教育の実施
- ・気候変動等に関する生涯学習の場の提供

施策①-2. 脱炭素化に向けた基盤整備

- コンパクトなまちづくりの推進
- 持続可能な公共交通体系の構築

町

- ・北九州都市圏域における広域連携による取組のネットワーク強化(脱炭素先行地域)
- ・エネルギーの地域循環手法の調査・検討
- 地域脱炭素化推進活動を担う人材育成事業の検討

補足1

「デコ活アクション」とは

「デコ活」とは、脱炭素(Decarbonization)の頭文字「DE」とエコ「Eco」を用いた「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称で、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に促すため、生活全般にわたる国民の将来の暮らしの全体像「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」を明らかにし、自治体や企業などと協同で豊かなくらしづくりを後押しする動きのことです。

「デコ活アクション」とは、具体的な行動について衣食住移動買い物別の取組をまとめたものです。

【図▶脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後】



出典:環境省『「デコ活」~くらしの中のエコろがけ~脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動』

【表▶デコ活アクション一覧】

分類			アクション				
まずはここから	住デ		電気も省エネ 断熱住宅 (電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)				
	住	⊐	こだわる楽しさ エコグッズ (LED・省エネ家電などを選ぶ)				
	食	カ	感謝の心 食べ残しゼロ (食品の食べ切り、食材の使い切り)				
	職	ツ	つながるオフィス テレワーク (どこでもつながれば、そこが仕事場に)				
ひとりでにCO2	佳	È	高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ				
が下がる	移		環境にやさしい次世代自動車を選ぶ				
	佳	È	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる				
みんなで実践	オ	Ż	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む				
	住		ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する				
	食		地元産の旬の食材を積極的に選ぶ				
	移		できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する				
j		Ę	はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う				
	佢	È	宅配便は一度で受け取る				

出典:環境省『「デコ活」~くらしの中のエコろがけ~脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動』

補足2

ナッジの活用

「ナッジ」とは、日本語で「そっと後押しする」という意味であり、行動科学の知見の活用により「人々が自分自身にとってよりよい選択を自発的にとれるように手助けする政策手法」のことです。

例えば、環境省の事業で、ある自治体の窓口にナッジ(社会規範や環境配慮のメッセージ) を組み込んだリーフレットを配架し、転入、転居の届け出に来た地域住民に対して周知した結 果、省エネ型冷蔵庫の購入促進が図られたことが統計的に実証されています。

こうした取組により、自治体にとってコストを抑えた効果的な周知事業の展開が期

待されます。

【図▶ナッジを活用した リーフレット】

出典:第2回アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ「意識変革及び行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業御説明資料」





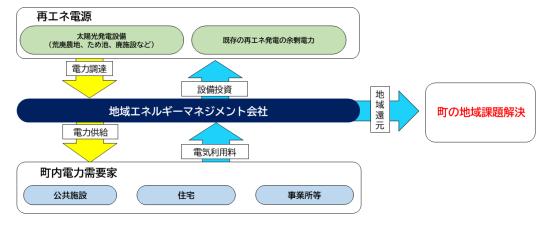
補足3

エネルギーの地域循環

エネルギーの地域循環とは、地域内で生産されたエネルギーを同地域内に供給することでエネルギーを地産地消する仕組みで、同時にエネルギー調達に伴う地域外への資金流出の抑制などの経済効果が見込まれるものです。

また、エネルギーの地域循環を実現するための他の自治体などにおける取組の事例として、 地域内での太陽光発電設備などの再エネ電源の育成、地域エネルギー事業の主体となる地域エ ネルギーマネジメント会社の設立などが展開されています。今後は、こうした取組も含めた 様々な手法を検討し、エネルギーの地域循環実現の可能性を検討していくことが重要です。

【図▶地域エネルギーマネジメント会社によるエネルギーの地域循環イメージ】











基本方針② 効率的なエネルギー利用の促進

省エネに関する情報提供や普及啓発事業、ZEH 及び ZEB 化の推進、省エネ診断や省エネ 機器導入の促進などにより、各主体の事業活動やライフスタイルの省エネ化を図ります。 さらに、次世代自動車の導入推進やエコドライブの普及啓発による移動の省エネ化を図 ります。

施策②-1. ライフスタイルの省エネ化

地 域住民

- 「うちエコ診断」などの活用による効果的な省エネ行動の実施
- 住宅取得時や増改築時の省エネ住宅購入、ZEH 導入の検討
- 家電更新時の省エネ機器の導入検討
- HEMS^{*}、スマートメーターなどの導入検討
- ・地産地消や食べ残し・買いすぎの抑制による食品ロスの減量
- ・ごみの減量化・資源化

・国の「うちエコ診断」や県の「九州エコファミリー応援アプリ」などの普及啓発

· ZEH や断熱性向上リフォームなどに関する情報及び国等の補助、支援制度に関する 情報提供

町

- ・クールビズや無理のない節電、節水などの省エネ行動の推進
- ・省エネ家電・設備導入支援事業の検討
- ・資源拠点回収などによるごみの資源化促進
- ・地産地消の推進や食品ロスの削減、ごみの減量・資源化に関する取組の促進

施策②-2. 事業活動の省エネ化

事 業者

- ・省エネ診断の活用や効果的な省エネ行動の実施
- ・BEMS[※]や FEMS[※]の導入検討
- ・建築物の新築、増改築の際の ZEB 化や省エネ設備機器などの導入検討
- ・環境マネジメントシステムの導入検討
- ・ごみの減量化・資源化
- ・省エネ診断活用の奨励、国等の支援事業の情報提供
- ・省エネ設備や建築物の ZEB 化に対する国等の補助、支援制度などの情報提供
- ・省エネ化推進に向けた支援事業の検討

町

- ・ごみの減量・資源化に関する取組の促進
- 業務 DX 化や環境配慮設計製品の製造購入の促進
- ・新庁舎と周辺公共施設の一体的なエネルギーマネジメントによる脱炭素モデルエ リア化
- ※住宅や工場、それ以外の建物におけるエネルギーマネジメントシステムのこと、電気使用量モニターや制 御システムで効率的なエネルギー運用になるよう最適化するなどの効果があります。

施策②-3. 移動の省エネ化

地域住民

- ・運転時のエコドライブの実施
- 更新時の次世代自動車の導入検討
- ・通勤や移動時の徒歩や自転車、公共交通の利用

事業者

町

- ・エコドライブの普及啓発
- 次世代自動車に関する情報提供
- 公共交通機関の利用促進
- ・充電器設置などのインフラ整備や導入支援の検討

鞍手町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく町独自の取組

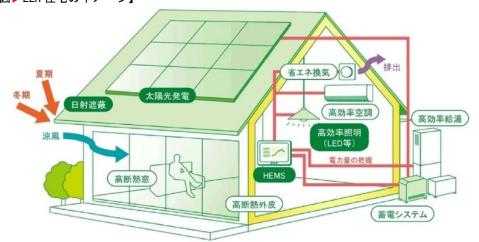
- ・新庁舎の Nearly ZEB 化
- ・業務のDX化による省資源化や移動を伴わない働き方の推進
- ・公共施設の新設、更新時の LED や高効率空調の導入、ZEB 化の推進
- ・環境に優しい製品の購入
- 公用車更新時の次世代自動車の計画的な導入

補足1

ZEHとは

ZEH(ゼッチ)とは、Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で、高断熱・高気密化や高効率設備によって使うエネルギー減らしながら、太陽光発電などでエネルギーを創り出し、年間で消費する住宅の一次エネルギー消費量(空調・換気・照明・給湯で使用するエネルギー消費量)を正味(ネット)でゼロにすることを目指した住宅のことです。また、既存住宅においても省エネ改修により ZEH にすることが可能です。

【図▶ZEH 住宅のイメージ】



出典:「ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」(経済産業省資源エネルギー庁)

補足2

家庭における省エネ行動

地域住民による省エネの取組を促進するにあたって、家電や設備の買い替え、更新による 省エネ効果が見込まれますが、現状使用している家電等においても工夫をすれば、省エネ効 果を得ることができるとされています。

例えば、次の表のような取組による効果が見込まれています。

また、省エネ性能の高い機器を判断するための指標として、下図のような「省エネラベル」 があります。

これらの情報を地域住民に周知することによって、日常生活や家電等の買い替え時の省エネ行動を促進していきます。

【表▶省エネ行動による効果例】

対象	省工ネ行動	CO2削減量 (kg/年)	対象	省エネ行動	CO2削減量 (kg/年)	
刈家	省上 不行期	節約金額 (円/年)	刈家	省上 个行 <u></u> 期	節約金額 (円/年)	
	夏の冷房時の室温は28℃を目安に。 外気温度31℃の時、エアコン (2.2kW:6~9骨用) の冷房設定温	13. 7		ものを詰め込みすぎない。	19. 86	
		820		詰め込んでいる場合と半分にした場合との比較	1, 180	
	冷房は必要な時だけつける。	8. 51		無駄な開閉はしない。 (25回(127) Arie to 10回(40八元 開サh時間 10秒) ト の	4. 71	
	冷房を1日1時間短縮した場合(設定温度28°C)	510		(25回/12分、冷凍庫は8回/40分で、開放時間:10秒) と、この 2倍の回数を行った場合との比較	280	
エアコン	冬の暖房時の室温は20°Cを目安に。	24. 05	電気冷蔵庫	IIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII	2. 76	
1710	外気温度6°の時、エアコン (2.2kW) の冷房設定温度を21°Cから20°Cにした場合 (使用時間9時間/日)	1, 430			160	
	暖房は必要な時だけつける。	18. 45		設定温度は適切に。	27. 96	
	暖房を1日1時間短縮した場合(設定温度20°C)	1, 100		周囲温度22℃で、設定温度を「強」から「中」にした場合	1, 670	
	フィルターを月に1回か2回清掃。	14. 47		壁から適切な間隔で設置。	20. 42	
	フィルターが目詰まりしているエアコン(2.2kW)とフィルターを 清掃した場合の比較	860		上と両側が壁に接している場合と片側が壁に接している場合と の比較	1, 220	
	画面は明るすぎないように。	12. 28	これらの取締	これらの取組の他、照明や電気便座、電子レンジなど様々な家電で効果のある取組		
テレビ	テレビ(32V 型)の画面の輝度を最適(最大→中間)にした場合	730	これらの収配の他、無効や电気反圧、电子レンフなど様々な家电でからあります。			

出典:「省エネ性能カタログ 2022 年版」(経済産業省資源エネルギー庁) を基に鞍手町が表を作成

【図▶省エネラベル例 (左)、ミニラベル例 (右)】





出典:「省エネ性能カタログ 2022 年版」(経済産業省資源エネルギー庁)

補足3

鞍手町役場新庁舎の Nearly ZEB 化

本町では、新庁舎の建設に伴い、省エネルギー性と快適性・健康性を両立する次世代型の環境共生庁舎の実現を計画しており、新庁舎はNeary ZEB(ニアリー ゼブ)を満たす基準で建築する予定としています。

なお、ZEBとは、Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)の略称で ZEH のように省エネ化や再エネ導入により、年間で消費する建築物の一次エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロ(100%削減)にすることを目指した建築物のことです。その中でも Nearly ZEB は、省エネと再エネにより一次エネルギー消費量を 75%以上削減することを目指した建築物です。

新庁舎における具体的な取組としては、庁舎への太陽光発電設備、蓄電設備や EMS (エネルギーマネジメントシステム) の導入による省エネと再エネを最大限生かした高効率な施設運営と周辺施設 (中央公民館等) とのマイクログリッド化による太陽光発電設備の余剰電力の効率的な利用とレジリエンス強化を図ります。

また、町が率先して公共施設の ZEB 化を実施しモデルとなることで、地域の事業者による 建築物の ZEB 化促進を図っていきます。

【図▶鞍手町役場新庁舎完成イメージ】

出典: 鞍手町役場庁舎実施設計説明書



基本方針③ 再生可能エネルギーの導入促進







地域のポテンシャルを最大限活用し、再エネ発電設備の導入に取り組み、地域内で消費 する電力をできるだけ再エネ電源により賄います。

また、公共施設への率先した再生可能エネルギーの導入を実施するとともに、導入ポテンシャルの高いエリアへの促進策、支援策を検討していきます。

	施策③-1. 各主体による再生可能エネルギーの導入					
地域住民	・住宅への太陽光発電設備・蓄電池の導入検討 ・再生可能エネルギー電力調達の検討					
事業者	・建築物や敷地内外の遊休地等を活用した太陽光発電設備・蓄電池の導入検討 ・再生可能エネルギー電力調達の検討 ・その他再生可能エネルギー設備導入の検討					
町	・再生可能エネルギー(再エネ電力含む)導入に関する情報提供 ・PPA 方式など初期コストのかからない設備導入手法の周知 ・再生可能エネルギーの導入支援体制や事業の検討					

施策③-2. 再生可能エネルギーの導入・利用に係る調査、研究

町

- ・未利用地(廃施設)やため池、農地などへの太陽光発電設備導入検討
- ・未利用エネルギーの利活用に向けた調査・研究

鞍手町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく町独自の取組

- ・2030年度までに町が消費する電力をすべて再エネ電力に切り替え
- ・PPA 等の活用を含めた新築や改築時及び既存施設への太陽光発電設備の導入
- ・「鞍手町再生可能エネルギー設備導入ポテンシャル調査結果」を活用した太陽光発電設備 の導入

補足1

PPA 方式による再生可能エネルギー導入

イニシャルコストやメンテナンスの手間をかけずに導入可能な方式です。

大きな特徴は、初期導入費用をかけずに太陽光発電設備を導入できることです。ただし、 太陽光発電設備は PPA 事業者所有となり、需要家は住宅や施設の屋根や敷地を設置場所とし て提供する形となります。

また、料金は通常の電気料金と同じように月々の電気使用量に応じて支払いを行う形となりますが、契約期間は 15~20 年間と長期になることも大きな特徴のひとつです。

自己購入による太陽光発電設備の導入は、コスト面で進みにくいという特徴もあることから、PPA 方式は各主体において効率的に導入を進めるモデル事業として推進していきます。

需要家

太陽光発電設備設置先と して施設の屋根や施設内 の敷地を提供 太陽光発電設備 設置·運用·保守

電気購入契約 電気料金支払い

PPA 事業者

- ●導入~導入後の設備運 営等のサービスの提供
- ●発電した電力を提供

補足2

鞍手町再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査の活用

本町が2022年度に実施した「鞍手町再生可能エネルギー設備導入ポテンシャル等調査」において、公共施設や公共遊休地、ため池への再生可能エネルギー設備の導入ポテンシャルを推計しました。

推計の結果、ポテンシャルは約4.1 MW となっており、これは本計画における再生可能エネルギー導入目標(21.3 MW)の約2割となっています。

なお、当該調査による施設や公共遊休地等の他、導入可能性のある施設や敷地については、 積極的に活用を検討していくこととします。

施設	太陽光発電設備導	∮入ポテンシャル
公共施設	1.7 MW	
公共遊休地	1.0 MW	4 . 1 MW
ため池	1.4 MW	



【表▶対策・施策別及び主体別一覧表】

第4章

	対策・施策	地域 住民	事業者	町
ı	地球温暖化対策の情報収集	0	0	
3	環境学習・イベント等への積極的な参加	0	0	
***	エコ活動の推進	0	0	************
策①-1	地球温暖化対策に関する情報提供	0	0	
;	効果的な普及啓発(デコ活、ナッジ、環境イベント、事業者向けセミナーなど)			0
3	環境教育の実施、提供			0
策①一2	脱炭素化に向けた基盤整備			0
	効果的な省エネ行動の実施	0		
-	省工ネ住宅、ZEH導入の検討	0		
<u>~</u>	省工ネ機器の導入検討	0		
	HEMS等の導入検討	0		
-	にIIIの守の導入校前 食品ロスの減量	0		
~	ごみの減量化・資源化	0		
-	効果的な普及啓発(「うちエコ診断」などの制度、ZEHや断熱性向上リフォーム等に関する情報提供)			0
-	省工ネ行動の推進			0
-	省エネ家電、設備導入支援事業の検討			0
<u> </u>	資源拠点回収などによるごみの資源化促進 			С
į.	地産地消の推進や食品ロスの削減、ごみの減量・資源化に関する取組の促進			С
د ا	省エネ診断の活用や効果的な省エネ行動の実施		0	
E	BEMSやFEMSの導入検討		0	
3	建築物の新築、増改築の際のZEB化や省エネ設備機器などの導入検討		0	
3	環境マネジメントシステムの導入検討		0	
***	ごみの減量化・資源化		0	
策②-2	効果的な普及啓発(省エネ診断などの制度、ZEBや省エネ設備等に関する情報提供)			С
:	省エネ化推進に向けた支援事業の検討			С
	ごみの減量・資源化に関する取組の促進			0
	業務DX化や環境配慮設計製品の製造購入の促進			0
~ }	新庁舎と周辺公共施設の一体的なエネルギーマネジメントによる脱炭素モデルエリア化			0
	運転時のエコドライブの実施	0	0	
ŀ	更新時の次世代自動車の導入検討	0	0	
-	通勤や移動時の徒歩や自転車、公共交通の利用	0	0	
	エコドライブの普及啓発			0
	エコドライラの自然音光 次世代自動車に関する情報提供			0
~				0
<u>~</u>	公共交通機関の利用促進			
	充電器設置などのインフラ整備や導入支援の検討			0
-	住宅への太陽光発電設備・蓄電池の導入検討 	0		
-	再生可能エネルギー電力調達の検討 	0		
3	建築物や敷地内外の遊休地等を活用した太陽光発電設備・蓄電池の導入検討		0	
策③一1	再生可能エネルギー電力調達の検討		0	
	その他再生可能エネルギー設備導入の検討			0
	再生可能エネルギー(再エネ電力含む)導入に関する情報提供			0
F	PPA方式など初期コストのかからない設備導入手法の周知			0
1	再生可能エネルギーの導入支援体制や事業の検討			0
策③-2	未利用地(廃施設)やため池、農地などへの太陽光発電設備導入検討			0
	未利用エネルギーの利活用に向けた調査・研究			0
ļ-	新庁舎のNearly ZEB化			С
-	業務のDX化による省資源化や移動を伴わない働き方の推進			C
-	公共施設の新設、更新時のLEDや高効率空調の導入、ZEB化の推進			C
か対策 ト	環境に優しい製品の購入 公用車更新時の次世代自動車の計画的な導入			
-	公用早史制時の次回10日割単の61回时な等人 2030 年度までに町が消費する電力をすべて再エネ電力に切り替え			C
-	PA等の活用を含めた新築や改築時及び既存施設への太陽光発電設備の導入			C
Ċ	「鞍手町再生可能エネルギー設備導入ポテンシャル調査結果」を活用した太陽光発電設備の導入			1

注)各施策における普及啓発や情報提供等の対策・施策は、まとめて標記しています。

3. 対策・施策の取組指標

各基本方針に基づく取組の進捗指標を次のとおり設定しました。

基本方針①「脱炭素社会への転換促進」	現況値	指標 (2030 年度)	指標の考え方
事業者向けセミナー等への参加企 業数(累計)	0 社	35 社以上	年間5社以上
住民向け環境学習、イベントなどの参加人数*1	269 人/年	320 人以上/年	現況値から およそ 20%増加

基本方針②「効率的なエネルギー 利用の促進」	現況値	指標 (2030 年度)	指標の 考え方
各主体に向けた省エネ行動等促進 のための効果的な周知事業の実施	_	2事業以上/年	地域住民、事業 者に向けた事業
省エネ家電、設備の導入支援事業		検討 ^{※2}	<u> </u>

基本方針③「再生可能エネルギーの導入促進」	現況値	指標 (2030 年度)	指標の考え方
各主体に向けた再エネ導入促進の ための効果的な周知事業の実施	_	2事業以上/年	地域住民、事業者に向けた事業
再生可能エネルギー導入支援事業	_	検討 ^{※2}	_

^{※1} 現況値は、2023年度に実施した環境イベントの来場者数です。

^{※2} 指標については、実施検討時に支援対象や財政的視点、CO2 削減効果などを考慮して設定します。



第5章 事業達成に向けて

1. 計画の推進体制

地域内で取組を推進していくためには、町の率先的行動に加えて、各主体による一体的な取組が重要です。

そのため町は、地域の特性や課題に応じた施策推進のために必要な情報発信や側面支援を行っていくとともに、各主体や関係団体などと連携の上、取組を展開する必要があります。

【図▶計画の推進体制】 国、県、関係自治体など 教育機関、地域団体など 町 鞍手町脱炭素化推進協議会 学識経験者、産業等関係団体、エネルギー関 係団体、金融関係団体、住民代表 意見 鞍手町 (事務局) 施策の検討、 関係各課 連携等 ゼロカーボンシティ推進担当 助言 鞍手町脱炭素化推進庁内検討委員会 町長、副町長、各課局長 地域住民、地域内事業者

2. 目標達成に向けたマネジメントの進め方

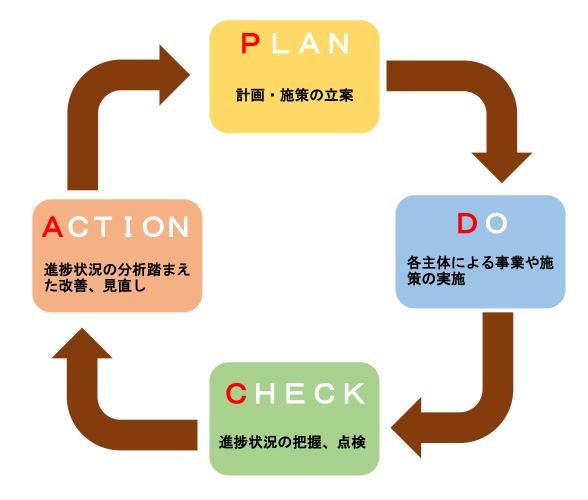
本計画では、PDCA サイクルの手法を用いて、施策や事業の実施状況を設定した目標や指標に基づき、評価していくこととします。

各目標値の達成状況の評価については、毎年度、本計画に基づく施策の実施状況に関する報告書を作成の上、公表し、施策の見直しや改善へとつなげます。

評価における計画の進捗状況の確認や施策、目標値の実現性などを検証し、必要があれば施策や目標値を修正します。

なお、町の関連する上位計画が見直された場合は、その都度整合を図っていくこととします。

【図▶PDCA サイクルイメージ】



資料編

1. 計画策定までの経緯

年度	日付	内容
	2022 年 10 月 28 日	第1回脱炭素化推進庁内検討委員会
	2022年10月31日	第1回脱炭素化推進委員会
	2022 年 12 月 23 日	第2回脱炭素化推進委員会
4	2023年1月10日	第2回脱炭素化庁内検討委員会
	2023年1月31日	第3回脱炭素化推進委員会
	2023年2月15日	第3回脱炭素化庁内検討委員会
	2023 年 3 月	脱炭素化推進戦略策定(本計画の基礎資料)
	2023年7月13日	第1回脱炭素化推進委員会
	2023年8月18日	第1回脱炭素化推進庁内検討委員会
	2023年10月5日	第2回脱炭素化推進委員会
_	2023 年 12 月 22 日	第2回脱炭素化推進庁内検討委員会
5	2024年2月6日	第3回脱炭素化推進委員会(素案作成)
	2024年2月15日	第3回脱炭素化推進庁内検討委員会(素案作成)
	2024年2月19日~3月15日	パブリックコメント
	2024年3月	本計画策定

2. 脱炭素化推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2050年脱炭素社会の実現に向けて、地域における再生可能エネルギーの利用推進、事業者及び住民による温室効果ガス削減活動の促進、循環型社会の形成等、地球温暖化対策をより効果的に推進することを目的として設置する鞍手町脱炭素化推進協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 地域の脱炭素化に向けた方針の検討とその推進に関すること
 - (2) 鞍手町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定及び見直しに関すること。
 - (3) 鞍手町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進及び進捗管理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項 (委員)
- 第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は15人以内とし、次に掲げる者のうちから町 長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 産業等関係団体に属する者
 - (3) エネルギー関係団体に属する者
 - (4) 金融関係団体に属する者
 - (5) 住民代表
 - (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置くものとする。
- 2 会長は委員の互選により決定し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要と認められるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見等を聞くこと ができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、住民環境課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に 諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

3. 脱炭素化推進協議会委員名簿

(2024年3月末時点)

委員の属性		構成団体等	役職	委員名
1号	学識経験者	公立大学法人 北九州市立大学	経済学部教授	牛房 義明
2号	産業体制を関係を関係を関係を対象を関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	鞍手町農業委員会	会長	小長光 隆
		直鞍農業協同組合	理事	岡松 寿紀
		福岡県広域森林組合 福岡北支店	支店長	猪又 好浩
		鞍手町商工会	副会長	福本 満壽男
		鞍手工業団地協同組合	専務理事	縄手 寿典
		大和ハウス工業株式会社 九州工場	防災環境管理課長	小島 康栄
		株式会社サンテック	代表取締役社長	杉山 繁
		西鉄バス筑豊株式会社 直方支社	支社長	前原 穣
3号	エネルギー 関係団体に 属する者	九州電力株式会社 北九州支店	企画総務部 企画・地域共創グループ長	阪本 英樹
4号	金融関係団 体に属する 者	株式会社西日本シティ銀行 鞍手支店	支店長	江川 博之
5号	住民代表	鞍手町区長会	副会長	久保 智則

4. 脱炭素化推進庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 鞍手町の温室効果ガスの排出量削減を目的として、地域の再生可能エネルギーの利用推進、住民、事業者及び行政における温室効果ガス削減活動の促進、循環型社会の形成などにより地球温暖化対策の推進を図るため、鞍手町地球温暖化対策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 鞍手町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定及び見直しに関すること。
 - (2) 鞍手町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進及び進行管理に関すること。
 - (3) 地域の脱炭素化に向けた方針等の検討及び庁内の調整に関すること。
 - (4) 鞍手町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の内容検討及び庁内の調整に関すること。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、町長、副町長及び各課等の長(以下「委員」という。)をもって構成する。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は町長とし、副委員長は委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。 (庶務)
- 第6条 委員会及び部会の庶務は、環境関係業務所管課において処理する。 (その他)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会 に諮って定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

5. 脱炭素化推進庁内検討委員会名簿

(2024年3月末時点)

委員の属性	役職	委員名
委員長	町長	岡崎邦博
副委員長	副町長	浅野 彩
	総務課長	髙橋 奈美江
	まちづくり課長	柴田 隆臣
	管財課長	石田 正樹
	税務保険課長	石田 克
	住民環境課長	大村 俊夫
	福祉人権課長	田鶴原 竜二
委員	健康こども課長	沼野 葉子
	産業振興課長	梶栗 恭輔
	都市整備課長	西生 卓矢
	会計課長	武谷 朋視
	教育課長	森永 健一
	上下水道課長	神谷 徹
	議会事務局長	広瀬 真一

鞍手町地球温暖化対策実行計画

(区域施策編) 令和6年3月発行 編集・発行 鞍手町

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地 TEL: 0949-42-2111 FAX: 0949-42-5693

町公式 HP http://www.town.kurate.lg.jp

町公式 FB https://ja-jp.facebook.com/town.kurate

町公式 LINE アカウント @kurate

探せば「ふく」も見つかる。「て」を伸ばせば望みに届く。

ふっくらくらて。



【ふっくら くらて】 [名詞]

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、 良いところを見つけ出し、育て、デザインすること によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。